

Title	更生支援における協働モデルの実現に向けた試論
Sub Title	"Interactive-changing model" in rehabilitation Support
Author	吉間, 慎一郎(Kichima, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2015
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.33 (2015. 10) ,p.293- 357
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	リサーチペーパー
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20151023-0293

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

更生支援における 協働モデルの実現に向けた試論

吉 間 慎一郎

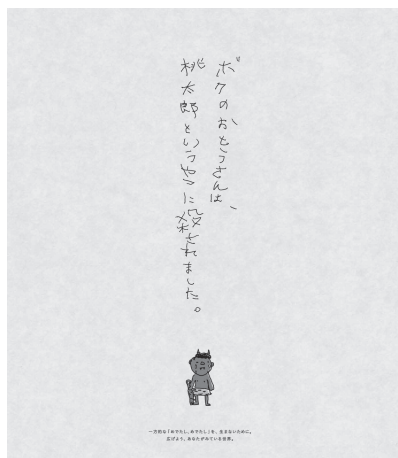
序章	更生支援のパラダイムシフトの必要性
第一章	パラダイムシフトの瞬間
第二章	協働モデルへのパラダイムシフト
第三章	現状分析
第四章	協働モデルの実現に向けた試論
終章	更生とは何か

序章 更生支援のパラダイムシフトの必要性

桃太郎という昔話を知らない人はいないだろう。桃から生まれた桃太郎が、犬、キジ、猿と共に鬼を退治し、平和を取り戻すという話である。これを現代に置き換えれば、刑事司法（＝桃太郎）が警察、検察、裁判所、刑務所等（＝犬、キジ、猿）がそれぞれの役割を果たすことによって犯罪者（＝鬼）を処罰するということになる。普段我々はこうして正義と悪を明確に区別し、正義が悪を処罰することで社会が平和になると考えている。そして、被害者の痛みや心情を想い、加害者を糾弾する。

しかし、これは桃太郎側から見たストーリーにすぎない。以下の作品¹⁾をご覧ください。

この衝撃的な作品を生み出した山崎博司氏は、インタビューに次のように答えている。



桃太郎は正義であり、鬼を退治することでハッピーエンドというのが、『桃太郎』のお話。でも、「鬼は悪い奴だ」と言われても、お話は桃太郎の視点で描かれているので、本当に悪いヤツかどうかはわからないですね。そして、桃太郎の視点で描かれたハッピーエンドは、退治された鬼の子どもにとってはとても悲しい結末。ある人にとっての正義や幸せといった価値観は、他の人の視点では全く違うかもしれない。それをこのコピーで表現したかったのです。

……限られた情報の中で、ものごとを一方的に決めつけてしまうことが本当に正しいのか。それを桃太郎の話に重ね合わせて世に問いたかった……。

……物語は、“めでたし、めでたし”で終わってはいけない。本当にそれがめでたいのかを考える必要があるはずだ……²⁾。

この作品によって、我々は上述したような正義と悪を二分する二項対立的図式が誤りだと気づかされる。私はこの作品のことを知るまで、鬼の視点から描かれた桃太郎のストーリーを想像したことはなかった。もしかしたら人間は鬼にとって生活を脅かす存在だったのかもしれない。もしくは、人間が鬼の生活の手段を奪っていたのかもしれない。このときの鬼の姿は、人間によって生活基盤である森林を奪われて山から住宅街に下りてきて暴れまわるイノシシや熊の

- 1) 山崎博司、小畑茜「めでたし、めでたし？」2013年度新聞広告クリエイティブコンテスト最優秀賞作品（©日本新聞協会）<http://www.pressnet.or.jp/adarc/adc/2013.html>（最終閲覧日2015年2月21日）。
- 2) 井口裕右「『ボクのおとうさんは、桃太郎に……』あのコピー誕生のきっかけは、シリア内戦だった」The Huffington Post http://www.huffingtonpost.jp/yusuke-iguchi/momotaro_b_5432825.html（最終閲覧日2015年2月21日）。

姿と重なる。さらに、父親を殺された子どもの鬼は、その後どうするだろうか。桃太郎の第二次襲撃によって命を奪われるか、それとも桃太郎の復讐のために人間を襲うか。こうして想像をめぐらせると、鬼退治では何も解決しないことが分かってくる。鬼退治は、ともすれば人間自らの危機を招くきっかけにもなりかねない。

このような現象は現代の刑事司法にも当てはまる。わが国では、犯罪の認知件数はここ 10 年で減少し続けている³⁾一方で、再犯率は増加し続け⁴⁾、また、検挙人員に占める再犯者の割合を示す再犯者率は 20 年近く増加傾向にあり、平成 25 年には、46.7%にものぼっている⁵⁾。入所受刑者人員中の再入率に至っては、58.9%という極めて高い数字が示されている⁶⁾。さらに、検挙者人員のうち約 3 割を占める有前科者が犯罪認知件数のうちの約 6 割を発生させているということも問題となっている⁷⁾。こうした現象は、桃太郎の鬼退治によっては何の問題も解決しないように、刑事司法が犯罪者を処罰しても何も解決しないという状況を表している。平成 24 年には犯罪対策閣僚会議が「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、再犯防止への取組みを本格化させたが、再犯減少の兆しはまだ現れていない。

しかし、これはあくまで刑事司法から見た再犯防止の必要性にすぎない。ここで我々は鬼にとっての桃太郎のストーリーを想像したのと同様に、犯罪者にとって刑事手続がどのように映るかを検討しなければならない。

ここで重要なのは、犯罪の加害者でもなく被害者でもない第三者が犯罪者に対してどのように接するかということである。これは更生支援に関わる人間だけの問題ではなく、いずれは戻っていく彼らのコミュニティ、社会の問題でもある。我々が桃太郎を読んだときに、桃太郎が正義であり鬼が悪であると疑わ

3) 法務省法務総合研究所編「平成 26 年版犯罪白書——窃盗事犯者と再犯——」3 頁。

4) 法務省法務総合研究所編「平成 19 年版犯罪白書——再犯者の実態と対策——」227 頁。

5) 前掲注 3) 142 頁。

6) 前掲注 3) 147 頁。

7) 前掲注 4) 222 頁。

ず、悪を退治にいく桃太郎一行を応援し悪である鬼を憎んだように、悪としての犯罪者を処罰する正義としての刑事司法という構図が我々の視点の中に固定されてしまっていないだろうか。このような構図を佐々木俊尚氏は「マイノリティ憑依」と指摘する。

〈マイノリティ憑依〉することによって得られる最も大きな果実。それは被害者ではない人たちを全員、加害者の側に押しやれてしまうこと。自分たち被害者以外はすべて加害者として断罪できてしまうこと。そういう気持ちよさなのである⁸⁾。

我々が犯罪のニュースを見たときや法曹が刑事裁判に関わる時、マイノリティ憑依をしてしまっていないだろうか。近年の死刑存置論の盛り上がり⁹⁾や、少年法改正をはじめとする厳罰化などはマイノリティ憑依の結果なのではないか。もちろん、厳罰化のすべてが悪いというつもりはない。それが適正な刑罰であるといえるのであれば厳罰化も認めうる（その意味では刑罰の適正化というべきか）。しかし、重大事件の発生を契機に世論が180度方向転換し、法改正へと突き進むような日本型の厳罰化立法を見ていると、それがマイノリティ憑依ではないといいきることは私にはできない。

では、正義でも悪でもないならば、我々はどこに立ち位置を求めればよいのだろうか。佐々木氏は次のように論じている。

本来われわれは絶対者ではない。絶対的な悪でもなく、絶対的な善でもない。その悪と善の間の曖昧でグレーな領域に生息している。しかし、そのグレーな領域で互いの立ち位置を手探りでたしかめている状態、その状態こそが当事者である。われわれはそういうグレーな領域のなかに生息することでつねに当事

8) 佐々木俊尚『「当事者」の時代』（光文社新書、2012年）325頁。

9) 「死刑制度に関する内閣府（総理府）世論調査の結果」死刑の在り方についての勉強会（第2回）資料 http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji02_00006.html（最終閲覧日2015年2月21日）。

者としての立ち位置を確認する。

グレーな領域こそが、インサイダーの本質なのだ。そしてこのグレーを引き受けることこそが、社会をわれわれ自身で構築するということにほかならない¹⁰⁾。

刑事司法も刑事司法に関わる人間も、犯罪者も「絶対者」ではない。誰もが正義と悪の間の「グレーな領域に生息している」のである。したがって、事件が起こったとき、我々が〈マイノリティ憑依〉をして正義と悪とを区別し、加害者を断罪しようとしても何も解決しない。

そうすると、加害者を断罪する方法ではなく、「グレーな領域」を正面から受け止めた上でこれまでの刑事司法を捉え直す必要が出てくる。本稿は、そうした観点から刑事司法における「当然」を疑い、それを批判的に観察するものである。今の刑事司法は、犯罪者に対して刑罰を科すことによって「めでたし、めでたし。」となっていないか。もしくは、刑務所から出ればそれで「めでたし、めでたし。」なのか。現在実施されている更生支援とそれを取り巻く環境を観察し、「本当にそれがめでたいのかを考える」のが本稿の目的である。

本稿の着想は、私が23年という短い人生の中で経験してきたことから得ている。刑務所や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター等へのフィールドワークを重ね、さらには、山谷地域での路上生活者支援のボランティアを通じて経験し、感じとったことが本稿の結論にそのまま表れている。これらの経験は一見して独立し、そこから得られるエッセンスも全く違うように思われるかもしれないが、偶然か必然か、私にとっては、これらの経験すべてが、ある1つのことを私に訴えかけている。それは、当事者と支援者とが対話を通じて相互に変容していくということである。本稿は、私がそのような結論に至った過程を明らかにした上で、現在の更生支援の現状を分析し、これからの更生支援の在り方を描くことが目的である。

このような論の進め方は、従来の学術論文の型には当てはまらないものかも

10) 佐々木・前掲注8) 360頁。

しれない。しかし、自身の経験をもとに考察を進めることが現状におけるもっとも私に合ったスタイルだと考えている。そして、このようなスタイルはある可能性も秘めていると信じている。作曲家の森さちやは、「他者の批判的視線を過剰に意識した『論文の形式性』に拘泥するよりも、論文がもつかもかもしれない未来への萌芽のために、『理解してもらえること』への配慮を重視したい、という姿勢」¹¹⁾ が重要であると述べている。本稿もこのような姿勢を意識し、「理論転換は、帰納的・連続的過程ではなく、質的に不連続な跳躍過程」¹²⁾ であるということを表現したいと考えている。そして、本稿が提示するこれからの更生支援の在り方は、まさに、「悪循環サイクルに囚われた枠組みからの離脱は、異なる循環サイクルへの移行によって成し遂げられる、という人間の成長ステップ」¹³⁾ そのものである。

こうしたことを示すために、本論文では以下のステップを踏む。まず、第一章で鬼の視点から見た桃太郎のストーリーを描く。ここでは、考察のもととなる私の経験を振り返り、エッセンスの抽出を行う。長崎での経験や、山谷での路上生活者支援のボランティアを行った経験を中心に述べていきたい。そこから得られるエッセンスとは、①その人の能力と可能性に着目した支援の在り方が、社会のその人への偏見に立ち向かう力を与え、社会生活の回復を可能とすること。そして、②そのようなコミュニティへの定着のためには、当事者との協働に基づいた互助できる関係づくりが必要不可欠であるということである。それから、第二章で、抽出したエッセンスをまとめ、エッセンスが描き出す新たなストーリーを浮かび上がらせる。すなわち、桃太郎から見た物語と鬼から見た物語を比べ、両者の異同を明確にする段階である。ここでは、上記の2つのテーゼを満たすものとして協働モデルを提示し、協働モデルと理論的基盤を共有すると思われる長所基盤モデルとの比較を行う。この比較の過程で

11) 森さちや「竹端寛『枠組み外しの旅』を読んで考えたこと」ブログ『作曲と思索の愉しみ』<http://wood248.blog.fc2.com/blog-entry-12.html>（最終閲覧日 2015 年 2 月 21 日）。

12) 森・前掲注 11)。

13) 森・前掲注 11)。

明らかとなるのは、協働モデルが、長所基盤モデルが必ずしも明確に意識してこなかった「グレーな領域」の存在を正面から受け止めるものであること、そして、協働モデルが長所基盤モデルよりも広い射程を有することである。そして、第三章では、桃太郎の視点のストーリーを批判的に分析していく。刑事司法が置かれている状況や法曹の意識に焦点を当て、現在の刑事司法が更生支援にどれだけ貢献できているのか、できていないとすればその理由は何かを探る。第四章では、協働モデルを実現しうる更生支援の在り方に照らして、更生支援のこれからの展望を考察する。「本当にそれがめでたいのかを考え」、「めでたし、めでたし。」となる状態とはどのようなものかを明らかにしていくものである。終章にて、これまでの議論を振り返りつつ、更生や社会復帰の意義について再考する。

本稿が提案する更生支援の在り方に対する考え方は、更生支援に限らず、障がい者支援や高齢者支援等にも適用できるものである。それは、人間の本質的部分、生きるということそのものに関わるものであるからである。すなわち、これまでの更生支援が見逃していた、生きることそのものに焦点を当て、それを中心にした支援の在り方を提示することが本稿に課された課題である。

そこで、本稿が提案する支援の在り方の方向性を示すものとして、竹端寛氏の障がい者支援に関する議論を紹介し、竹端氏が主張する社会モデルと従来の医学モデルを対比した表（表1）を紹介することで序章を締めくくりたい。社会モデルと医学モデルの対比は、これまでの刑事司法パラダイムと本稿が提案する更生支援の考え方を対比する上でも参考になるものと思われる。

「支援が必要な人」も、支援する側と同じような、一日、一週間、一年、一生の「ノーマルな経験」をしたいし、その機会が提供されるべきである。そのためには、「本人の願いや要求」が十分に尊重されなければならないし、支援を受けながらも性的関係も含めた人間としての尊厳を護られる必要がある。そのためにも、経済的な基盤が保障され、居住空間や日中の居場所なども普通の人と同基準が適用されるべきである。

これを実現しようとするならば、集団管理型一括処遇のやり方を拒否し、支援される側の内在的論理やニーズに寄り添う社会モデル的な支援が求められるのである¹⁴⁾。

第一章 パラダイムシフトの瞬間

1 本章で扱う経験

本章では、社会福祉法人南高愛隣会でのフィールドワーク及び、山谷地域での路上生活者支援での経験をもとに、支援において必要な事項のエッセンスの抽出を行いたい。

2 更生保護施設雲仙・虹

(1) はじめに

2014年8月18日から26日まで、法科大学院のエクスターンシップ制度で法テラス長崎法律事務所にて研修させていただき、その中で長崎モデルに関連する機関や施設を参観・見学し、様々な方から話を伺った。具体的には、長崎地方検察庁、長崎刑務所、長崎保護観察所、長崎県地域生活定着支援センター（以下「定着センター」という。）、南高愛隣会を参観・見学し、調査支援委員会が関わった事件の弁護人を務めた弁護士の方や寄り添い弁護士として支援を行っている弁護士の方から話を伺った。またエクスターン期間中、私の研修をご担当くださった弁護士の佐田英二氏は、司法と福祉の連携についてご自身の行っている活動をご紹介くださり、現状の問題点等について非常に有益なディスカッションをさせていただいた。

ここでは、本稿の目的と特に関係の深い南高愛隣会での経験について考察したい。南高愛隣会での経験を考察するにあたって、まず南高愛隣会が実施しているいわゆる「長崎モデル」について紹介しておきたい。

14) 竹端寛『権利擁護が支援を変える セルフアドボカシーから虐待防止まで』（現代書館、2013年）29頁。

	障害の医学モデル	障害の社会モデル
障害とは	個人に起こった悲劇 障害者個人の問題	社会的差別や抑圧、不平等 社会の問題
核	機能回復	権利
価値	均質性・差異の否定	多様性・差異の肯定
視点	障害者のどこが問題なのか 「変わるべきは障害者」	社会のどこが問題なのか 「変わるべきは社会」
戦略	機能的に“健常者”になること での自立 統合・同化（障害が社会に適 応する） リハビリテーション	障害者のままで自立 社会変革・インクルージョン（社会が多 様な個を尊重する）、エンパワメント 社会運動、自立生活運動、権利擁護運動
障害者	治療の対象	変革の主体
社会	物理的環境	構造と制度、人々の関係
重要な分野	医療	権利、行政、制度、経験、社会開発、市 民運動

表 1 障害の医学モデルと社会モデルの比較¹⁵⁾

近年、障がい者・高齢者による犯罪が問題になっている。この問題は、元衆議院議員である山本譲司氏がその受刑中の体験を記した「獄窓記」（ポプラ社、2003 年）の発表により顕在化する。山本氏は、統計上明らかにされているよりも多くの高齢者や障がい者が刑務所で受刑していることを指摘し、問題提起を行った。これに刺激を受けた南高愛隣会の当時の理事長であった田島良昭氏がこの問題に取り組み始める。その取り組みは、最高検察庁や法務省、厚生労働省をも巻き込んだ取り組みへと発展していく。その当時、検察での証拠偽造事件や名古屋刑務所における受刑者死亡事件を受けて、最高検、法務省共に問題解決への機運が高まっていたのであった。このような状況下でなされた取り組みが、田島氏が研究代表を務めた「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（厚生労働科学研究）及び「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の

15) 久野研二・中西由起子『リハビリテーション国際協力入門』（三輪書店、2004 年）74 頁。

研究」（厚生労働科学研究）を出発点としたいいわゆる「長崎モデル」である。

現在行われているのは「新長崎モデル」と呼ばれているもので、知的障がい疑われる被疑者の取調べへの専門家の立会いや、検察官や弁護士からの依頼を受け、被疑者・被告人の障がいの程度や犯罪に至った背景、更生支援の必要性等を報告する「調査支援委員会」、そして、罪を犯した高齢者・障がい者の民事上の法的問題にも関わる「寄り添い弁護士」（現在は「司法福祉弁護士」に名称変更）などを内容とする。これにより、罪を犯した高齢者や障がい者に対する福祉的支援の充実化を図る。この取組みは、刑事施設に入る前の段階での支援ということから、「入口支援」と呼ばれている。一方で、もともとの長崎モデルは、刑事施設の出口の段階での支援、すなわち「出口支援」と呼ばれるものである。これは現在、特別調整制度として制度化され、全国にある定着センターがその役割を担っている。定着センターは、保護観察所からの依頼を受け、特別調整対象者の帰住先調整等を行う。本来の定着センターの役割は、この出口支援にある。しかし、長崎県の場合は、入口支援にも取り組んでいることから、定着センターが入口支援の役割をも有していることになる。

長崎モデルを含めた、罪を犯した障がい者が社会復帰をするための支援は以下の図1のようになる。

（2）雲仙・虹への見学

a 移行後を意識した支援

私は1日をかけて南高愛隣会の各施設を見せていただいた。その中で特に印象に残っているのが更生保護施設雲仙・虹である。雲仙・虹は南高愛隣会が国から委託を受けて運営している。

「司法から福祉へといかに“ソフトランディング”させるかという緩やかな移行を目指して支援を行っている」と更生保護施設の雲仙・虹施設長の前田康弘氏。施設を見せていただくと、その意識の表れをとところどころに感じた。例えば古稀祝賀会や成人の祝いなどのイベントが多いことや、「感謝状や表彰状を乱発」しているということもある。「本人のマイナスの情報よりもプラスの

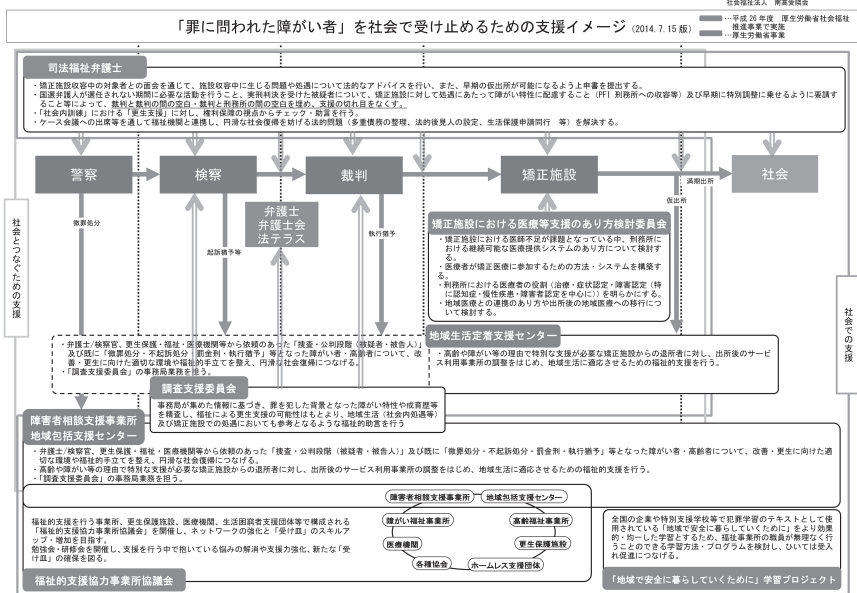


図1 『罪に問われた障がい者』の円滑な社会復帰のための支援イメージ¹⁶⁾

情報に着目して、それを移行先の施設にも伝える。そうすると、本人は移行先から期待されて移行していく。そうしていくことで新たな環境でも生活していけるようになる。本人にも自分の良いところを発見してもらうために、感謝状や表彰状を乱発するようにしている」と前田氏はいう。「これまで偏見の目で見られ、差別されてきた人たちに、良いところを発見してもらいそれを移行先でも生かしていくことで社会復帰につなげていきたい」という前田氏の想いを強く感じた。さらにゲートボールやカラオケなど趣味をもってもらうことも重視しているという。また、「罪を犯した人がゲートボールやカラオケを矯正施設内でできると言うのと怒る方もいるかもしれないが、趣味をもってもらうことで、新たな場所に移行して行った時も居場所をつくることができる」のだと

16) 社会福祉法人南高愛隣会ホームページ http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/shakaifukushi/index_h26.html（最終閲覧日 2015 年 7 月 9 日）。

いう。雲仙・虹は、罪を犯した人がそれまで仕事を頼まれたりすることがなく、仕事をしても感謝されることがないという孤立して生きてきたことに対して正面から向き合い、役割があるという生きる上で重要なことに罪を犯した人たちに気づいてもらうことに取り組んでいるのである。こうした取組みはこれからの罪を犯した人に対する支援の在り方に大きく影響を与えることになるだろう。こうした取組みが広がっていけば罪を犯した人に対する支援に大きな光が射すことになるかもしれない。また、「移行した後も雲仙・虹でのイベントに招待するなど、移行した後も関係をもっている」という。それは、「赤信号（犯罪）に至る前の黄色信号の段階でこちらが気づき、支援を行うことが重要だと感じているから」ということだ。また、移行先との信頼関係の構築も欠かせない。「移行先にうまく適応できないときはまた戻ってきてもらうこともある。そして移行先に行ったときの想いを思い出してもらいたい」と前田氏。こうすることで、犯罪と犯罪との間の社会生活を送る期間を少しずつ長くしていきたいという。「再犯をゼロにするためには、まずは刑務所と刑務所との間の期間を長くしていくことが第1歩。刑務所と刑務所のスパンが広がることによって社会生活が長くなることは本人の利益でもある」という。以前別の更生保護施設を見学したことがあるが、そこと比べて開放的でしかも支援が行きとどいているという印象を受けた。次の施設への移行を強く意識した支援の在り方は、ただ単に福祉につなげるだけではなく、移行先でもうまく生活していけるように配慮されたものであると感じた。

雲仙・虹での実践は、良いところを発見し、それを生かすことのできる環境を整えることで、その人がコミュニティで受け入れられるようになることを示唆している。自分の能力がコミュニティの役に立つことを実感し、他者の能力が自分を助けてくれるという互助性がそこにはある。逆にいえば、良いところに目を向けず、環境を整えることをしなければ、その人はどのコミュニティにも受け入れられず、社会から排除されてしまう。その結果、何も問題は解決せず再犯へと至ってしまうであろう。こうした負のスパイラルから、長所に着目することによってコミュニティでの居場所を獲得していく過程は、まさに「悪

循環サイクルに囚われた枠組みからの離脱は、異なる循環サイクルへの移行によって成し遂げられる、という人間の成長ステップ」¹⁷⁾ そのものなのである。

そして、南高愛隣会では、「味彩花」や「ブルースカイ」などの配食事業や、「瑞宝太鼓」が各地へ公演を行うなど、それぞれの長所を生かし、コミュニティに対して貢献できる場を多く設けている。移行後を意識した支援の在り方とは、地域社会等のコミュニティに対して貢献できる環境を整えるということなのである。

b 地域との共生

このような取組みは、地域社会との共生という観点からも捉えることができる。南高愛隣会は、当初は住宅街から離れた山上に居住用施設をつくったのだが、次第に住宅街に近い場所へと移り、生活様式も施設型ではなく、今では通常の住居と同じようなスタイルで生活している。住宅街のなかの賃貸物件で暮らす人もいる。しかも、山上から住宅街へと移ったのは、障がい者が重度の人からだった。障がい者が重い人ほど、普通の生活を必要としているという考えがそこにはある。

南高愛隣会のこうした取組みは、イタリアで精神病院の廃止に尽力し、精神保健改革の父と呼ばれたフランコ・バザーリアを想起させる。バザーリアは、症状が重い人から病院から解放していったのである。

バザーリアが行ったのは、精神病患者に対する非人間的な仕打ちをすることをやめ、彼らに自由を与えて人間らしさを取り戻させることにあった。映画「むかし matto の町があった」(原題: C'era una volta la città dei matti) (2010 年)には、そうしたバザーリアの活躍とその苦悩が描かれている¹⁸⁾。精神病院に閉じこめられてどんどん人間らしさを失っていく人々の様子が映画には描かれて

17) 森・前掲注 11)。

18) 「バザーリア映画を自主上映する 180 人の Matto の会」が上映会を開催している。matto とは、イタリア語で狂人という意味で、「matto の町」とは精神病院のことである。精神病床が約 35 万床ある日本(厚生労働省「結果の概要 I 医療施設調査」『平成 24 年(2012)医療施設(動態)調査・病院報告の概況』13 頁 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/12/dl/1-1.pdf>) (最終閲覧日 2015 年 2 月 21 日) に対し、イタリアの数は 0 である。

おり、精神病院に入ることによって、人々は精神病患者になるのではないかという疑問を生じさせた。精神病患者というレッテルを貼ることによって、彼らの回復を阻害してしまっているのではないか。そうだとすれば、バザーリアが行ったのは、精神病患者というレッテルを剥がすことだったのではないか。このように考えると、更生支援の在り方についても次のようなことがいえる。すなわち、我々は犯罪者というレッテルを貼ることにより、出所者の社会復帰を阻害してしまっている可能性がある。そうだとすれば、我々はバザーリアが行ったように、犯罪者というレッテルを剥がさなければならない。また、刑務所は犯罪者を社会から隔離する場所ではなく、社会から逸脱した人を再び社会に戻すためにあるのではないか。そうであれば、罪を犯した瞬間から社会復帰への道のりは始まっているはずであり、出所してから社会に復帰する努力をするというのでは遅すぎるのではないだろうか。これはまさに入口支援に通じる考え方であろう。

このように、地域との共生と入口支援とは実はつながっている。それは一貫した哲学に基づく支援ということができただろう。このような支援を行う南高愛隣会は、まさに現代日本のバザーリアともいえるべき存在なのである。

c 総括

定着センターに見学に行ったときに職員の方が話していたことで印象に残っていることがある。それは、「福祉につなげたとしてもまた罪を犯してしまう人はいる。行った先で馴染めなかったようだ」ということだった。その話を聴いて、福祉につなげればすべてが解決するのではない、ということを実感した。福祉につなげたとしてもそこに馴染めなかったりして居場所を見いだせないこともあるということだ。そうであるからこそ、雲仙・虹の行っているような移行後を考えた支援が重要となってくる。趣味や得意なことは生活環境の変化に比べれば、移行後もそれほど大きな変化が生じるものではない。それと同様に、偏見や差別も生活環境ほどには大きく変化しないだろう。しかも、残念ながら、それは本人が変わってもそう簡単になくなるものではない。これまで、障がいをもつがゆえにどの生活環境でも偏見や差別を受けてきた人が、趣味をもち、

得意なことをもつことによって、障がいをもっていること以外に着目してもらうことができるようになれば、社会の偏見に対して立ち向かい、自らの居場所を獲得していくことができるようになるのではないか。それは、障がいから目を背けるということではなく、その人の可能性や能力に気づくということである。人は誰でも何らかの能力をもっているはずであり、その能力を発揮できるようにすることが、これからの更生支援の在り方を考える上で重要なポイントとなる。

(3) 山谷地域での路上生活者支援ボランティア

a 生活支援から始まるコミュニティづくり

私は2013年12月から山谷地域で路上生活者支援のボランティアを行っている。今でも月に1回山谷に足を運んでいる。これまで山谷では、炊出しやアウトリーチ、無縁仏となってしまうホームレスのためのお墓の建立¹⁹⁾などに関わってきた。こうした活動の中で、私は当事者との関わり方について多くのことを学んだ。ここではそのことについて記したい。

山谷のことをご存じない人のために、山谷について簡単に説明しておきたい²⁰⁾。山谷とは、東京都荒川区と台東区にまたがる地域のことをいい、日雇労働者が簡易宿泊施設に集まっていた。かつては山谷騒動が起こり、警官隊との衝突もあった地域だが、今では高齢化が進み、都市型限界集落と呼ばれるような状態となっている。私は山谷に足を踏み入れるまで、山谷という名前しか知らず、そこがどのような場所であるか全く知らなかった。しかし、この1年と少しという短い期間の中で学ぶことは多かった。

19) 「無縁仏となってしまうホームレスの人々が入れるお墓を建てたい！」https://readyfor.jp/projects/muen_homeless（最終閲覧日2015年2月21日）。

20) より詳しい説明は、吉間慎一郎「『都市型限界集落』となった山谷：歴史とその変遷」『THE BIG ISSUE ONLINE』<http://bigissue-online.jp/archives/1017944393.html>（最終閲覧日2015年2月21日）、及び、同「『無縁死』は年間3万2千人、急増する引き取り拒否：『無縁仏』の現状」『THE BIG ISSUE ONLINE』<http://bigissue-online.jp/archives/1017945089.html#more>（最終閲覧日2015年2月21日）を参照。

まず、私が初めて山谷に行ったとき、誰が支援者で誰が被支援者なのかわからなかった。山谷に通ううちにわかってきたのは、全員が何らかの受益者であるということだった。物質的満足のみならず精神的な安息も含めて、全員が山谷という場所から何かを得ているのだということに気づいた。だから、当事者もボランティアに参加する。参加の方法も様々だ。こうして一人ひとりが山谷で何らかの役割を担っていることに気づいた。そして、そのような場所では、支援がコミュニティの中に溶け込んでいるのである。炊出しには来られない路上生活者のテントに訪問するアウトリーチも、それによってコミュニティへの参加を促す役割を有する。つまり、生活支援からコミュニティづくりが行われているのだった。そして、私自身が強く感じたのは、「ここにいてもいいんだ」という感覚だった。いろいろな要素を包み込むような雰囲気山谷にはある。

b 2つの発見

こうした経験をする中で、私の中の認識に2つの変化が起こった。1つ目は、以前は経済的・物質的な面にばかり着目して貧困を捉えていたのだが、貧困には社会から必要とされていると感ずることができるとかという側面もあり、むしろこのほうが本質的な部分なのではないかということだ。山谷を訪れたマザー・テレサは、「日本にもたくさんの貧しい人たちがいます。それは、自分なんて必要とされていないと思っている人たちのことです」²¹⁾ といったが、まさに同じような感覚を私も抱いたのだった。「この世で最も貧しいことは、飢えて食べられないことではなく、社会から棄てられ、自分なんてこの世に生まれてくる必要がない人間であると思うこと」、「その孤独感こそが、最大の貧困」なのである²²⁾。

もう1つは、支援に対する認識の変化だった。支援とは一方的に与えるものではなく、当事者が参加した上で協働していくものということだ。支援とは時として多数派の論理の押し付けとなる危険をはらんでおり、支援に対して熱心なほどその危険が生じやすい。「私たちのように生活すれば楽なのに」という

21) 五十嵐薫『マザー・テレサの真実』（PHP 研究所、2007 年）52 頁。

22) 五十嵐・前掲注 21) 52 頁。

ような感覚では、支援は押し付けとなってしまう。私たちが正しいと考える生き方を押し付けるのではなく、当事者たちが自ら選択し、それを尊重するという協働こそが追求すべき支援の在り方だということを感じたのだった。これは、本人の問題の解決策はその人のみが知っているということを前提としている。

c 支援から協働への転換

このような経験から、貧困と犯罪の本質は同じなのではないかと考えるようになった。つまり、現在更生支援において主に行われている就労支援や資格取得支援だけでは何も解決しないのではないかと。より本質的な、社会から必要とされていると感じることができなければ、資格があっても、就職しても、更生できないのではないかと。就職すれば社会復帰を果たせたと考えることは、本質を捉えないあまりに表面的な捉え方なのではないか。就職したり施設が変わったりしたとたん、生活状態が悪化し、再犯に至るという事例はまさにこのことを表していると思われる。そして、就労支援や資格取得支援は、時として我々の行動様式の一方向的押し付けになってしまうのではないかと。本人が望まないのにもかかわらず働かせようとするのは、まさに支援ではなく、支配なのではないか。また、支援が入ることによって、コミュニティや人間関係が崩壊してしまうことはないのだろうか。

ここから見えてくるのは、互助できる関係づくりと支援から協働への転換こそが我々が目指すべき道なのではないか、ということである。

第二章 協働モデルへのパラダイムシフト

1 協働モデル

以上の経験から抽出されたエッセンスをまとめれば、①その人の能力と可能性に着目した支援の在り方が、社会の偏見に立ち向かう力を与え、社会生活の回復を可能とする。そして、②そのようなコミュニティへの定着のためには、当事者との協働に基づいた互助できる関係づくりが必要不可欠である。この2つのテーゼを実現する更生支援の在り方を協働モデルと名付けたい。このモデ

ルは、刑事司法と犯罪者を正義と悪の二項対立的構造と捉えることをせず、鬼の視点をもふまえた刑事政策を実現するものである。

2 長所基盤モデル

(1) 支援の在り方

協働モデルと多くの共通点をもつのが長所基盤モデルである。長所基盤モデルは、「本人がそもそももっている善き側面（長所・資源）を手がかりに立ち直りへの道筋をつける」²³⁾ ものである。このモデルの論者は従来の制裁モデルや治療モデル、リスク管理モデルでは不十分であると主張する。すなわち、これらのモデルは「問題性のある認知や行動にしか目を向けないため……、犯罪者の人生のネガティブな要素を同定し、ポジティブな代替策をモデリングする助けにはなるが、具体的な向社会的役割を手に入れるための支援を提供することや、現実のコミュニティ環境において向社会的役割を社会的に強化する機会を創ることはない」²⁴⁾。そこで、長期基盤モデルは「どのようにしたら、価値ある役割をもった市民になれるのかを学ぶことが究極の目標」²⁵⁾ であるとする。そこから、「立ち直りとは、価値ある、新しい社会的役割（アイデンティティ）の獲得であり、この役割の獲得には、新たな役割を支えるための新たなスキルの獲得（あるいは既存のスキルの再構成）と、新たな役割を強化する人々の獲得が必要である」²⁶⁾ と論じられることになる。すなわち、「立ち直りとは、本人による新たなアイデンティティの選択であり、よって、立ち直りの支援とは、このアイデンティティ変容を引き起こす確率を上げる環境づくりである」²⁷⁾。このような「スティグマ化されたアイデンティティをもった人々が、社会から

23) 津富宏「犯罪者処遇のパラダイムシフト 長所基盤モデルに向けて」日本犯罪学会会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』（現代人文社、2011年）68頁。

24) Bonita M. Veysey/ Johnna Christian（上田光明訳、津富宏監訳）「変容の瞬間 リカバリーとアイデンティティ変容のナラティブ」日本犯罪学会会編・前掲注23）36頁。

25) Veysey/ Christian・前掲注24）36頁。

26) 津富・前掲注23）66頁。

27) 津富・前掲注23）66頁。

押し付けられた障壁と制限を乗り越え、十分に機能する統合された市民となる」²⁸⁾ という長所基盤モデルの原理を理解するためには、その前提となっているスティグマに対する認識を共有することが重要である。

ステレオタイプに当てはめられてしまう当の人のびとを含む、ある社会集団の全ての成員が対象となりうる、スティグマのステレオタイプは、あらゆるハンディキャップに関連する、能力の種類と性質を制約している。これがスティグマの第一の効果である。スティグマの第二の効果は、スティグマ化された特徴を、その個人全般に一般化することである。……スティグマは、能力の欠如をもたらし直接的な結果をはるかに超えて拡がり、人間としての価値を貶めることすら意味しうる。スティグマのもつ、この特有の側面は、その人の生活のすべての領域に対し、広範な意味を有している。

スティグマは、スティグマ化された特徴が直接的にもたらし結果以上に、様々な生活領域にわたって、より強くより深く、個人の達成できる能力を制約している。さらに、社会的相互作用においてスティグマが機能する仕方は、ネガティブな特徴の種類にかかわらず、同様である……。スティグマは、ひとたび獲得されれば、その個人の社会的相互作用における、単一の、もっとも重要な要因となるのが通例である。そのスティグマは、その人の、個人的・社会的アイデンティティに組み込まれる。その人は、好ましくないラベルや役割（つまり、スティグマ）に抵抗するかもしれないが、抵抗が成功するかどうかは、いかにして自らの社会的相互作用をやりおおせるかに、おおよそかかっている。完全な社会生活の回復には、社会的に受け入れられる役割を積極的に手に入れ、スティグマが目立たないようにして、個人的なアイデンティティ変容に取り組むことが必要である²⁹⁾。

ここまで長く引用したのは、この部分が長所基盤モデル及び協働モデルに

28) Veysey/ Christian・前掲注 24) 36 頁。

29) Veysey/ Christian・前掲注 24) 11-12 頁。

として非常に重要だからである。これによれば、アイデンティティ変容がスティグマに対する抵抗力を付与し、社会生活の完全な回復を可能とする。

それでは、そのアイデンティティ変容とは何か。それを端的に言い表すとすれば、「元受刑者が、『問題』の一部から、社会が抱える多くの不公正の『解決』の一部へと変容する」³⁰⁾ ことである。すなわち、それは「逆『ラベリング』の一形態」であるとされ、「刑事司法における『降格儀礼』(degradation ceremony)」……が、人を『犯罪者』としてラベリングし、それゆえに犯罪者階級の保存に関与するシステムとして作用するのに対して……、長所基盤の活動は、スティグマ化された人々自身に、自分たちがラベルを超えた存在であることを証明させることを可能にすることにより、この過程を反転させる」³¹⁾ ものである。これにより、社会に対して自らを「多くの不公正の『解決』の一部」であると認識させ、社会における役割を回復していくのである。

このような変容をもたらす長所基盤の活動について、4つの特徴が挙げられている。すなわち、建設的な活動であること、創造的・生成的であること、自己決定的であるが導かれるものであること、そして、帰属意識とチームスピリットの獲得である³²⁾。このような長所基盤モデルによれば、犯罪者は次の3段階を経て「ラベルを超えた存在」に変容していく。すなわち、第1段階に司法による刑罰や弁済、贖罪があり、第2段階として、「コミュニティに対して何らかのお返しをすることで、自らが許しに値する存在であることを示すこと」³³⁾ を経て、第3段階として、「一般大衆の理解を変化させ、よりポジティブなアイデンティティを創造するための、エンパワメント志向で行動的で集合的な」³⁴⁾ 社会運動へと発展する。

30) Shadd Maruna/ Thomas P. LeBel（平井秀幸訳、津富宏監訳）「再参入に向けた長所基盤のアプローチ 再統合と脱スティグマ化への更なるマイル」日本犯罪学会編・前掲注23) 123 頁。

31) Maruna/ LeBel・前掲注30) 105-106 頁。

32) Maruna/ LeBel・前掲注30) 107-110 頁。

33) Maruna/ LeBel・前掲注30) 104 頁。

34) Maruna/ LeBel・前掲注30) 118 頁。

第2段階は上述した「逆ラベリング」の過程にほかならない。それは、「スティグマ／恥の管理の手段としての機能」³⁵⁾を有するものである。そして、第3段階こそが、「スティグマを受けた人々にとって『偏見を減らすために、もっとも効果的で持続的な筋道』……である」³⁶⁾とされている。

(2) 犯罪者と支援者との関係

このような長所基盤モデルは犯罪者と支援者との関係について、従来の刑事司法におけるそれとは異なる見方をする。すなわち、「犯罪者は主体であり社会を構成する仲間であり、矯正スタッフは犯罪者のピアとしての権利擁護者」³⁷⁾であると位置づけられる。ピア (peer) とは、同輩などを意味し、ここでは同等、平等な立場ということである。そして、場合によっては矯正スタッフは不要であるとされ、その純化した形態が自助グループであるとされる。自助グループでは、「立ち直りとは、自分の恥ずべき過去を他者を助けるために未来に捧げることによって善用したいという語りを獲得することであり、立ち直りの支援とは、相互扶助の仲間（このような語りを共有しうる者）として迎え入れることにより、このような語りの獲得を支援することである」³⁸⁾とされている。すなわち、「受刑者と元受刑者が、他者の変容プロセスにおける案内者として活用されるという互助的視点」³⁹⁾がその根底にはある⁴⁰⁾。

3 協働モデルと長所基盤モデルの異同

以上に紹介した長所基盤モデルは、「社会に戻ってくる受刑者を、援助の受け手としてではなく、援助の担い手として位置づけることを目指す再統合的な努力を基礎づけるもの」⁴¹⁾である。これに対し、協働モデルは、「援助の受け

35) Maruna/ LeBel・前掲注 30) 114 頁。

36) Maruna/ LeBel・前掲注 30) 118 頁。

37) 津富・前掲注 23) 65 頁。

38) 津富・前掲注 23) 70 頁。

39) Maruna/ LeBel・前掲注 30) 113 頁。

手」と「援助の担い手」が切り分けられることなく、相互に依存し影響しあいながら変容していく相互変容過程である。このような協働モデルは長所基盤モデルと比較したときに次のように特徴づけられる。まず、協働モデルは支援者と被支援者の区別の不可能性により自覚的である。すなわち、両者の関係性が常に交代・変動していることを正面から捉え、両者の対話から生まれる相互変容の過程を重視する。そして、第2に、協働モデルは能力の向社会性を必ずしも要求しない。社会に認められる能力のみに着目することは、多数派の論理の押し付けとなる危険性を含むからである。第3は、協働モデルの実践は、長所基盤モデルが主張するような段階的なプロセスは経ず、すべての過程が連続的に・不可分的に連なるものであり、協働モデルの精神はすべての手続において反映されなければならない。

そこで、以下において、協働モデルの3つの特徴について詳しく見ていく。

40) なお、津富氏は、自助グループに代表される当事者中心モデルについて、「被害者との関係修復を図るわけではないが、このように、社会との関係修復を図る点で、修復的司法の一部として理解することも可能である」（津富・前掲注23）75頁注4）と述べている。しかし、このような理解は誤りであるか、誤解を招くものであり、適切でない。修復的司法は損害修復のモデルとして提唱されたのであり、関係修復のためにあるのではない。日本において修復的司法の評判が悪いのは、修復的司法が関係修復のためのモデルであるという誤った理解の下に紹介されているからである。なぜ関係修復モデルの評判が悪いかは被害者の立場から考えれば明らかである。すなわち、被害者にとって、犯罪者との関係を修復せよと宣言することがどれだけ新たな苦痛を生むだろうか。被害者と犯罪者の関係修復を目的とすることは、被害者の心情を無視した、それこそ桃太郎の視点からしか描かれないストーリーである。もちろん、結果として犯罪者と被害者との関係修復が行われることはあるが、それは修復的司法の本来の目的ではない。

そして、被害者の立場や心情を顧みない更生支援は、そもそも更生支援がなぜ行われるのかという目的を見失わせる。自己の行為が相手に対しどのような被害をもたらしたのか、その被害の全容を知り、被害者の心情を知ることなしに、更生が果たされたということとはできないように思われる。

41) Maruna/ LeBel・前掲注30) 104頁。

(1) 支援者と被支援者の区別の不可能性

これは序章で述べた、「グレーな領域」を正面から認めることである。善と悪の二項対立的構造で物事を捉えるのをやめ、「グレーな領域で互いの立ち位置を手探りでたしかめている状態」を肯定することである。

長所基盤モデルもこの点を見逃しているというわけではない。長所基盤モデルにおいても、「再統合のプロセスとは『悪い』個人を取り上げて『善い』社会へと再統合することであるという前提」を疑い、再統合とは、「社会が人にやり方を変えることを要請するのであれば、社会もまた変わることが必要」な「双方向通行（two-way street）」であると論じている⁴²⁾。しかし、長所基盤モデルがよく取り上げる「傷ついた癒し手」は、注意しないと善と悪の二項対立的構造に陥りかねない。「傷ついた癒し手」とは、「悪いことをしてしまった人自身が、刑務所に入ってしまうおそれがある他の人々を向き直らせる手助けをする」ことであり、「自らの経験や、見識、希望を、リカバリーや再統合の過程において自分の後続く者たちと共有する」ものとされている⁴³⁾。傷ついた癒し手は、自らの経験を他の人のために用いることができ、援助の担い手として、社会に貢献することもできる。しかし、長所基盤モデルは、こうした傷ついた癒し手の存在が構造化しないように担保することにあまり気を使っていないように思われる。援助者と被援助者の地位の固定化の危険は常に存在するというのに自覚的でなければ、従来の二項対立的構造に後戻りしてしまうことすらありうる。こうした過程を竹端寛氏は次のように論じる。

教育や支援の世界でも、「正しさ」は世界観の変容と共に変化する。

だが、その「正しさ」を伝える側である教育者や専門家が、自らが信じる旧来の「正しさ」の絶対性にこだわり、それを神聖不可侵なものとして「神話化」し、その「自らの作り上げた神話」を「さらに賦活させ、強力に支配していく」なかで、学生や入院患者よりも、その「正しさ」という「神話」の方が大切に

42) Maruna/ LeBel・前掲注 30) 122 頁。

43) Maruna/ LeBel・前掲注 30) 108-109 頁。

されはじめる。そこに「地位の固定」が生じ、関係性が上下に固定化されていく。その中で、「他の人の言葉を奪いながら、自らがたくさんの言葉を使」うという支配—服従の関係性が強化されていく⁴⁴⁾。

傷ついた癒し手が自己の経験を絶対化し、それを相手に押し付けることによって、そこには、「支配—服従の関係性」が生まれる。このような関係性の下においては、長所基盤モデルが本来目指した「逆ラベリング」どころか、犯罪者は社会の役に立たないというレッテルを貼りつけることにもなりかねない。

それでは、どうすればこうした事態を避けることができるのか。それが協働モデルが着目する相互変容過程である。竹端氏は相互変容過程についてこう論じている。

「相互変容過程」とは、両者の「地位の固定」を超える為に、メッセージの交換のあり方を変えることを意味している、とも言える。これまでの一方的な「反—対話」の注意・宣言・恫喝をやめ、「Aの投げかけるメッセージをBは心から受け止めて自己を変革し、そこから生まれるメッセージをAに返し、Aもまた同じことをする」という「対話」への認知転換をはかる。この際、一方的で静的な「知」の権威付けを止め、動的な「探求するプロセス」に相手も自らも入りこむ、という意味で、「学びの回路」「対話の回路」にお互いが入る、という事を意味する。その「学び」や「対話」の回路が生じる中で、動的なプロセスとしての「学びの渦」が生じ始める⁴⁵⁾。

竹端氏は「学びの渦」を「そこに関わる人びとが、世界への認識の枠組みを遷移させる学習過程に身を置き続けることを通じて、新たな何かが『創発』されること」⁴⁶⁾と定義している。つまり、傷ついた癒し手も受刑者と共に「動

44) 竹端寛『枠組み外しの旅——「個性化」が変える福祉社会』（青灯社、2012年）74頁。

45) 竹端・前掲注44) 85頁。

46) 竹端・前掲注44) 60頁。

的な『探求プロセス』』に入り、対話を繰り返すことで、自己の立ち位置が数多くの選択肢の中での一つにすぎないことを知る。相手の話に耳を傾けることで、そうした新たな発見と互いの立場の相対化を体感し、互いの「世界への認識の枠組を遷移させる」ような「新たな何かが『創発』される」。こうした関係性は、まさに佐々木氏が論じた「グレーな領域で互いの立ち位置を手探りでたしかめている状態」にはかならない。こうした両者の関係性もたらす「新しい何かが『創発』される」プロセスは、竹端氏の示す「五つのステップ」⁴⁷⁾に即して次のように示すことができる。

- ① 犯罪者の「生きにくさ」そのものや「想いや願い」を、病状や本人の犯罪傾向としてではなく、自分が知らない本音やビジョンとして耳を傾け、そこから学ぼうとする。
- ② 「問題の一部は自分自身」であることを認め、他責的に相手を糾弾すること無く、「現実をビジョンに近づける」ために「創造的緊張」を活かそうとする。
- ③ 支援者と当事者を「切り分け」ることなく、「相互に依存し、影響し合う一つのシステム」として認識する。
- ④ 対象者を「操作」する前に、まず「自分から変わる」必然性が生まれる。
- ⑤ この自らの変容が、他の支援者や行政、家族や当事者自身の変容をもたらし大きなきっかけになる。

ここから、協働モデルは、犯罪者に「多くの不公正の『解決』の一部」であることを認識させると同時に、互いが「問題の一部は自分自身」⁴⁸⁾であると認識することをも要求するという特徴が見出される。さらに、長所基盤モデルが「潜在的」⁴⁹⁾であるとした「一般大衆の理解を変化させ、よりポジティブなアイデンティティを創造するための、エンパワメント志向で行動的で集合的

47) 竹端・前掲注 44) 96 頁。

48) 竹端・前掲注 44) 71 頁。

49) Maruna/ LeBel・前掲注 30) 105 頁。

な」⁵⁰⁾ 社会運動は、協働モデルにおいては学びの渦そのものとして中核に位置づけられることになる。しかし、ここで注意しなければならないのは、協働モデルにおいては、このような社会運動も相互変容過程に位置づけられるということだ。すなわち、スティグマを付与しようとする社会を変革されるべき敵として見るのではなく、社会をも長所をもった協働のパートナーと見る。この点で、長所基盤モデルにおける第3段階の社会運動とは異なるといえる。このような精神を端的に表しているのは、向谷地生良氏の次のような言葉である。

精神障害を持つ人たちに対する地域の視線には厳しいものがあった。その中で大切にしてきたのは、「地域には誤解や偏見が渦巻いている」と考えないことであつた。人を変えたいと思うとき、相手を「問題のある人」ととらえず、いかに自分を変えるかが大切になってくるように、地域を変えたいと思ったときにも「問題のある地域」と考えないで、むしろ地域のために精神障害を体験した町民として何ができるかを大切にし、地域の良いところを“ほめる”ことを心がけてきた⁵¹⁾。

協働モデルにおける相互変容過程は、「自分から変わる」という実践を第三者を巻き込んで行っていくからこそ意味のある実践として存在しうることになる。こうした協働モデルが内在する「問題の一部は自分自身」であるという発想は、当事者が「多くの不公正の『解決』の一部」であると認識することと両輪をなす。この片方の車輪が抜け落ちてしまえば、どんなにすばらしい自助グループでも、二項対立的構造に陥ってしまう。当事者と支援者が協働関係であつたとしても、当事者と支援者のグループが社会と対立すれば、そこに二項対立的構造は生じる。このような危機感は、精神医療の分野において向谷地氏や竹端氏によって表明されている。

50) Maruna/ LeBel・前掲注 30) 118 頁。

51) 向谷地生良『統合失調症を持つ人への援助論 人とのつながりを取り戻すために』（金剛出版、2009 年）227 頁。

向谷地は、従来の SHG〔筆者注：セルフヘルプグループ、自助グループ〕が「『社会変革機能』に偏り、いわゆる明確な『自己変革機能』を持ち得なかった」という。確かに社会を変えるために声を上げる、というのは「批判的思考」の行動化であり、大切な視点である。だが、「自己変革」なき「社会変革」とは、時には他者への糾弾に終始する。「反精神医療」の動きと軌を一にして進んだ精神医療改革を求める動きは、いつしか精神医療従事者への「批判的、対立的な」糾弾にすり替わり、協働というスタンスを取れない内容に矮小化された。確かに精神医療における「権力」関係の告発は大切だが、その告発を行ったところで、精神障害を抱えて生きる苦悩や生活のしづらさは、解消されない。ならば、まずは自らの「生きる苦悩」を少しでも減らすための「自己変革」を、SHG がもち得ないと、当事者活動は続かない⁵²⁾。

このような危険性は更生支援においても同様に当てはまるであろう。犯罪者の生きづらさに耳を傾け、それを本人の本音と捉えたとしても、「自己変革」がなければ、「生きる苦悩」を減らすことはできない。

傷ついた癒し手が自己の経験を絶対化し、それを相手に押し付けることによって生じる「支配—服従の関係性」は、まさに権力関係である。このような論理は、我々の中に深く内在化され、知らず知らずのうちに当事者に対して持ち込まれ、SHG に権力関係を蔓延させる危険性を含んでいる⁵³⁾。この危険性を避けるために、協働モデルは「自己変革機能」を要求するのであるが、そのような権力関係が我々の中に深く内在化しているものだとなれば、「自己変革機能」をもつことは容易でないように思われる。「自己変革機能」をもとうという意識だけでは、我々の中に深く内在化した論理に対抗することは困難である。そこで、問題となるのは、我々が権力関係に対抗する「自己変革機能」をもつためにはどうすればいいのか、ということである。自助グループに代わりうる新たな戦略を協働モデルは求めるのである。

52) 竹端・前掲注 14) 71 頁。

53) 竹端・前掲注 14) 75 頁。

そこで参照したいのが、向谷地氏が主張する「当事者研究」である。当事者研究とは、「統合失調症などの体験や抱える生きづらさ（見極めや対処が難しい圧迫や不快なできごと、病気の症状や薬との付き合い方、家族・仲間・職場における人間関係の苦労など）、日常生活の出来事から『研究テーマ』を見出し、その事柄や経験の背景にある前向きな意味や可能性、パターン等を見極め、自分らしいユニークな発想で、その人に合った“自分の助け方”や理解を創造する一連の“研究活動”の総称」⁵⁴⁾をいう。そして、「『当事者研究』とは、自分の抱える“生きづらさ”の意味を『自分自身で考える』という営みを獲得する、ということであり、しかも、それは決して孤立的な営みではなく、もう一人の『自分自身で考える人』としての仲間の存在を必要とする」⁵⁵⁾。当事者研究において、支援者は「既存の常識や専門家としての立場から離れて、統合失調症を抱えながら暮らしている当事者自身の主観的現実を、いかにも自分自身の現実のように創造し、その立場から、『ともに考える』」⁵⁶⁾ことが要求される。当事者研究の特徴について、向谷地氏は次のように論じている。

当事者研究というアプローチは、決して単一の当事者が抱える困難を解決するための問題解決の方法ではないということである。当事者研究というアプローチは、統合失調症などの精神障害を抱えて生きる上での、現実に対する「態度」や「構え」そのものだからである。それは、自分自身の抱える生きづらさの現実に対する「こだわり」や「とらわれ」が、「研究」という視点を取り入れることによって、「関心」や「興味」へと変化し、観察的な態度の中で、自らの抱える問題を一つの「研究テーマ」として外在化する作業を通じ、生きづらさの構造の解明と解消に当事者自身が主体的に取り組もうとする効果をもたらす。

そのように、当事者研究の意義とは「自分自身で、共に」の研究活動を実践

54) 向谷地生良「ソーシャルワークにおける当事者との協働」一般社団法人日本社会福祉学会編『対論社会福祉学4 ソーシャルワークの思想』（中央法規出版、2012年）262-263頁。

55) 向谷地・前掲注51) 99頁。

56) 向谷地・前掲注51) 100頁。

することによって、自然と毎日の生活の中に、研究の成果が根を下ろし、生活の質の向上と具体的な生活課題の解消に活かせることにあり、毎日、どこでも、誰とでも可能なプログラムであるというところに特徴がある⁵⁷⁾。

このように、当事者研究は「現実に対する『態度』や『構え』そのもの」であるという点で、長所基盤モデルが念頭においている支援論とは一線を画している。当事者研究を行うためには、自助グループである必要はない。現に、向谷地氏は当事者研究のタイプとして、「一人当事者研究」、「マンツーマンでの当事者研究」、「グループで行う当事者研究」を挙げている⁵⁸⁾。長所基盤モデルが自己をスティグマに対抗する手段と位置づけているのに対し、当事者研究は、スティグマを受ける自分の態度に着目し、スティグマと対立するという姿勢をとっていない。それは、社会をも長所をもった協働のパートナーと見ようとする協働モデルと同様の姿勢であると考えられる。序章でも述べたように、協働モデルが人間の本質的部分、生きるということそのものに関わるものであるのと同様に、当事者研究も「現実に対する『態度』や『構え』そのもの」である。

さらに、当事者研究の特徴的な点は、長所やストレングスだけでなく、「弱さ」や「無力」にも着目する点である。向谷地氏は、「自己変革機能」をもった SHG が「無力」であることを認識しているという特徴を挙げた上で次のように述べている。

今後、この「無力さ」と「弱さーバルネラビリティー」こそが、ストレングスと並んでエンパワメントの重要な構成要素として SHG の活動の中に取り入れられなければならないし、時代はそれを要請している。それは、人間の「弱さ」とは「弱さの集合体」だからである。そして SHG を貫く「弱さの思想」という人間尊重の思想が、近代の文明・社会・人間を支配してきた「強さの思想」を

57) 向谷地・前掲注 51) 101-102 頁。

58) 向谷地・前掲注 51) 104-111 頁。

乗り越える社会全体にとっての希望であると信じるからである⁵⁹⁾。

長所基盤モデルは、社会からのスティグマに対抗するために、当事者の長所に着目し、アイデンティティ変容を目指すという点で従来の刑事司法モデルが付与するラベリングを乗り越えようとしてきた。その過程の中で、長所基盤モデルは当事者の「無力さ」や「弱さ」をなくそうとしてこなかったか。この過程は、当事者のみが無力で弱いと考えることを止めるという点では評価できる。しかし、長所基盤モデルが当事者の「無力さ」や「弱さ」をなくそうというアプローチをとったのに対し、協働モデルは支援者も「無力さ」や「弱さ」をもっていることに着目するのである。このようなアプローチの違いが、当事者活動が二項対立的構造に陥ってしまうかどうかの分かれ目であるといえる。

しかも、協働モデルが着目する「無力さ」とは、当事者や支援者に限られない。「無力さ」や「弱さ」は人間誰もがもっているものである。そういう意味で、協働モデルの適用対象は広い。そして、「この『無力』という『弱さの可能性』に着目し、『前向きな無力』とラベルを貼り替えることにより、『弱さの集合体』を構築することができないか。これが権威主義的構造や権力関係から当事者も支援者も自由になり、『共に考える』パートナーシップの関係を導き出し、『自己変革能力』や『セルフケア』の考え方を SHG が取り戻すための切り札」⁶⁰⁾なのである。

(2) 能力の全方向性

長所基盤モデルは、アイデンティティ変容の手段として、「具体的な向社会的役割を手に入れるための支援を提供することや、現実のコミュニティ環境において向社会的役割を社会的に強化する機会を創ること」⁶¹⁾に目を向ける。その代表例が、本稿でも何度も触れている「傷ついた癒し手」である。しかし、協働モデルは長所基盤モデルが要求するような「向社会的役割」の取得は要求

59) 向谷地・前掲注 51) 54-55 頁。

60) 竹端・前掲注 14) 79-80 頁。

	伝統的な治療	自助グループ	当事者研究
主体	治療者援助者	仲間	研究テーマをもっている人
場所・時間	指定された場所と時間	一定の場所	いつでもどこでも
資格・条件	専門職としての教育・訓練・資格	障害や病の経験	自らの経験への研究的な関心を持つ人
立場	権威的・支配的	対等性・強み	共同性・前向きな無力さ・弱さの可能性

表2 伝統的な治療・自助グループ・当事者研究の比較⁶²⁾

しない。

それはなぜか。このことを明らかにするために、「当事者との協働に基づいた互助できる関係づくり」という協働モデルの第2ターゼが生まれた過程をもう一度振り返っておく必要がある。私が山谷で体験したパラダイムシフトについて、関係する部分をもう一度ここで記しておく。

支援とは一方的に与えるものではなく、当事者が参加した上で協働していくものだということだ。支援とは時として多数派の論理の押し付けとなる危険をはらんでおり、支援に対して熱心なほどその危険が生じやすい。「私たちのように生活すれば楽なのに」というような感覚では、支援は押し付けとなってしまふ。私たちが正しいと考える生き方を押し付けるのではなく、当事者たちが自ら選択し、それを尊重するという協働こそが追求すべき支援の在り方だということを感じたのだった。これは、本人の問題の解決策はその人のみが知っているということを前提としている。

……つまり、現在更生支援において主に行われている就労支援や資格取得支援だけでは何も解決しないのではないか。より本質的な、社会から必要とされていると感じることができなければ、資格があっても、就職しても、更生でき

61) Veysey/Christian・前掲注24) 36頁。

62) 向谷地・前掲注54) 269頁。

ないのではないかと。就職すれば社会復帰を果たせたと考えることは、本質を捉えないあまりに表面的な捉え方なのではないか。就職したり施設が変わったりしたとたん、生活状態が悪化し、再犯に至るという事例はまさにこのことを表していると思われる。そして、就労支援や資格取得支援は、多数派の押し付けではないか。本人が望まないにもかかわらず働かせようとすることは、まさに支援ではなく、支配なのではないか。働くことの強要は、我々の行動様式の一方的押し付けにならないか。また、支援が入ることによって、コミュニティや人間関係が崩壊してしまうことはないのだろうか。

ここから見えてくるのは、互助できる関係づくりと支援から協働への転換こそが我々が目指すべき道なのではないか、ということである。

以上の私が体験したパラダイムシフトを長所基盤モデルに当てはめてみる。そうすると、1つの疑問が湧いてくるのである。それは、当事者が取得する役割は「向社会的」である必要はあるのか、という疑問である。長所基盤モデルがいう「向社会的」の範囲は明らかではないが、少なくとも、社会が正しいとみなしていることのみを正しいものとして当事者が担うべき役割であると断定するのは、我々の行動様式の一方的押し付けにならないのだろうか。それは、結局、「支配—服従関係」を招きかねないのではないかと。世界観とともに変容する「正しさ」よりも、旧来の「正しさ」の絶対性にこだわり、犯罪者よりも優先させていくような事態を招いてしまうのではないかと。

更生保護施設雲仙・虹の実践も、本人のもつ能力を広く捉えようとしていた。表彰状や感謝状を「乱発」するということや、カラオケやゲートボールなどの趣味をもってもらうことに注力していた。これらは必ずしも直接社会に何らかの貢献をもたらすようなものではない。

また、障害者支援施設かりいほでは、「作業への参加の仕方やその内容は、一人ひとり違っていい、生活の在り方も違っていい」⁶³⁾ という考え

63) 佐藤幹夫「続・『かりいほ』の支援論——利用者の『自分語り』に耳を傾ける」『そだちの科学』22号（2014年）38頁。

から、その仕事内容は各人各様である。

サッカー観戦を自分の月二回の“仕事”とし、それを目標に“他害行動はしない”という課題に取り組む人。盛んに無断外出をくり返していた人には「かりいほ」の“臨時職員”になってもらい、一日出かけずに過ごすことができれば日当 1000 円を渡す、そのお金を貯めて自転車を買う、という取り組みを生活の中心にしていった人。あるいは、週三回、協力を得ている近隣の牧場や介護施設に、トライアル就労のような形で通い、いずれは地域のグループホームでの生活を目指す人。また周期的に「ここでは暮らせない」と一人で出かけ、そのたびに「かりいほ」の連絡先とお金を持たせて出してやる、また戻ってきてはしばらくすると出ていく、何度もそれをくり返し、最期には「かりいほ」を自分の生活の場所として選んでいった人。まさに各人各様だった⁶⁴⁾。

かりいほでの実践は、本人の役割を限定しようとはしていない。かりいほの施設長である石川恒氏が語っているように、「就労というかたちで社会とつながる人もいるだろうけれど、そうじゃない人もいる。何かを作り、それを買ってもらうことで社会とつながる人もいる。でもそれも難しいという人たちも、間違いなくいる。この難しいという人たちも、社会とつながることを可能にする支援論を現場がもたなければ、支援していくことは難しい」⁶⁵⁾のである。かりいほでは、このような「『社会とのつながり』方を多様にし、『社会的自立』という言葉の意味を変容させてしまうこと」、そのようなスタイルを「かりいほ型社会生活」と呼んでいる⁶⁶⁾。そして、「かりいほ型社会生活」を目指していくためには、「自分たちの支援をしている人は、どんな人たちなのか。一人ひとりをもっと理解しなければ、という問い直しも課題」⁶⁷⁾となってくる。

64) 佐藤・前掲注 63) 38 頁。

65) 佐藤・前掲注 63) 39 頁。

66) 佐藤・前掲注 63) 39 頁。

67) 佐藤・前掲注 63) 39 頁。

そうして始まったのが、「自分語り」であった。

この研修の名称は「生きにくさを抱えた知的障害者を支援し続けるための人材育成研修」といい、施設利用者の「語り」に耳を傾けることをテーマとしている⁶⁸⁾。この研修の名称にも、かりいほの支援論が凝縮されている。

なぜ「生きにくさを抱えた知的障害者」なのか。彼らを犯罪者、触法障害者、刑余者といった受け止め方をしない、そのような言葉では本人たちを理解することはできない、という基本的な考えがあった。これは社会の側が彼らに貼りつけた言葉である。社会の側が、“問題のあるあなたに変わってもらわなければ、社会や福祉のなかには居場所はない”“更生し、社会適応しなければ福祉の対象にはできない”というメッセージとともに、社会の側から向けられた名指しである。

……「だからこれまでの、支援する側を中心に考えてきた『枠の支援』は、本人をどうやって変えようか、枠に入れようか、とやってきました。しかし、そうじゃないのです。いろいろな犯罪をやってきた人たちではあるけれど、その人たちを、たとえば『窃盗をした人』『犯罪をした人』だ、と『かりいほ』で受け入れているかという、そうじゃないのです。いろいろな問題を持って入ってくるんだけど、その人は、『生きにくさ』を抱えた人であり、『犯罪』はそのことが理解されなかった結果だ、と受け止めているのです」⁶⁹⁾

引用中の石川氏の語りの部分は、まさに協働モデルへのパラダイムシフトを示している。当事者と共に問題解決に取り組む中で、これまでの「枠の支援」では問題を解決できないことに気づく。そして、当事者を「犯罪者」と捉えることを止め、「『生きにくさ』を抱えた人」と捉えることにより、支援者の立場を絶対化せず、本人の「語り」に耳を傾ける姿勢を共有する。本人の「語り」に耳を傾ける中で、支援者の中の「社会的自立」という言葉の意味が変容して

68) 佐藤・前掲注 63) 39 頁。

69) 佐藤・前掲注 63) 40 頁。

いき、それが日々の生活に定着していく中で、社会全体の「社会的自立」の捉え方が変わっていく。このようなかりいほの支援論は、協働モデルにおける相互変容過程にはかならない。当事者の「生きにくさ」に耳を傾け、まずは「自分から変わる」ことを実践している。しかも、ここでの自己変革は一度ではない。「枠の支援」からの脱却、「犯罪者」と捉えることをやめる、本人の「語り」に耳を傾ける、そして、「社会的自立」の意味の変容、という幾度とない自己変革が行われているのである。この相互変容過程に身を置くことにより、「就労」以外の「社会的自立」の在り方を探るという姿勢が出てくるのであり、そこではもはや本人の能力や可能性を限定しようとする意識は存在し得ない。

そこで見出される本人の能力や可能性は、当事者との対話を通した「生きにくさ」の理解に基づいた「生き直し」の実践なのである。かりいほでは、こうした支援を「関係性の支援」⁷⁰⁾と呼ぶ。

さらに、かりいほでの「自分語り」が特徴的なのは、「聴衆一般をゲストとする中で『自分語り』を行う」⁷¹⁾ところである。このように「自分語り」が社会に向けて開かれているのは、「『かりいほ』自身が、社会の中で孤立したり、閉ざされたりした場所にならないため」であると同時に、「これまで『あなたたちは、この社会には居場所はない』と排除され続けてきた人たちが、『自分たちにも居場所はあるのだ、居場所を作って良いのだ』という社会に向けたメッセージ」を発していくためでもある⁷²⁾。このような姿勢は、「学びの渦」が社会にも広がっていき、社会全体の「社会的自立」の捉え方が変わっていくために不可欠なことなのである。

NPO 法人自立支援センターふるさとの会の実践も同じ姿勢を共有している。すなわち、「人との関係性に困難を抱え、社会生活に馴染めず、『生きることがつらい』と本人が感じている状態」⁷³⁾を「生きづらさ」と呼び、「支援者にとって『問題』だと感じられるような言動が、相手にとってはどのような意味

70) 佐藤・前掲注 63) 38 頁。

71) 佐藤・前掲注 63) 43 頁。

72) 佐藤・前掲注 63) 43 頁。

があるのだろうか考える」⁷⁴⁾のである。ふるさとの会の実践例は、このような支援の在り方の具体例を豊富に提供している。例えば、次のような例が紹介されている。

認知症の人が、ご飯を食べたばかりなのに「食べていない」と言う場合、支援職員はご飯を食べたばかりだと思っていますが、認知症の人はご飯を食べないという世界を生きています。支援職員は「本当はさっき食べたばかりなのになあ……」と思いながら「食べていないのですね」と言うわけですから、演技していることになりますね。

……ひとまず演技をしてみると、相手の物語の中にそっと入っていくような感覚になってきます。そして、だんだんと、相手がどのような物語の中を生きているのかが、少しずつですが見えてくるのです⁷⁵⁾。

このような現場の実践例に照らして協働モデルを考えてみると、当事者の能力と可能性に着目した支援の在り方という第1テーゼは、協働という第2テーゼの結果にすぎないことがわかってくる。そうしたとき、協働モデルの本質的部分は第2テーゼであり、それは長所ではなく、「無力さ」や「弱さ」に着目する点である。

こうした観点からは、当事者の能力や可能性を支援者や第三者が決めることは協働モデルの本質に反する。すなわち、「いくらモデルという形で普遍的に規範化できる「正解」案を示していようと、実際に政策や実践としてうまく位置づけるためには、モデルをその地域の固有の文脈（ローカル・ノレッジ）と接続させた形の『成功』に導くしかない」⁷⁶⁾のである。竹端氏は、この考え方について、防災研究における「成解」という概念を用いて次のように説明

73) 佐藤幹夫監修、NPO 法人自立支援センターふるさとの会 的場由木編・著『「生きづらさ」を支える本』（言視舎、2014 年）11-12 頁。

74) 佐藤監修、的場編・著・前掲注 73) 19 頁。

75) 佐藤監修、的場編・著・前掲注 73) 28-29 頁。

76) 竹端・前掲注 44) 153-154 頁。

している。

「正解」と対置した「成解」概念とは、ローカルな文脈という「空間限定的」で、かつあるタイミングでのみ適合するという「時間限定的」な制約を持つ概念である。そして、「当面成立可能で受容可能」で、その現場を変え得る力を持つ「解」としての「成解」こそが、福祉現場にも求められる知そのものである。教科書の知識や専門職の偏見・先入観を外在的に押し付けた「正解」（＝専門家主導）では、現場が大混乱する可能性は高いが、その眼鏡ですっきり課題が解決する可能性は、まずない。特定の現場で、当事者の声に基づき、ローカルな文脈に寄り添うという意味で、福祉政策の課題は時間的・空間的文脈に依存的である⁷⁷⁾。

この観点からは、協働モデルの第1テーゼは、「時間的・空間的文脈に依存的」な「成解」のうちの1つにすぎない。「成解」の1つにすぎない第1テーゼを「正解」にまで押し上げた長所基盤モデルは、新たな「成解」の誕生により帰納的に書き換えられうるものなのである。そして、上記で紹介した支援の在り方は、長所基盤モデルの「正解」を帰納的に書き換えていく可能性をもっている。

自らが「自明のものとしている〈世界〉」（＝正解）が、「実はさまざまな可能的な〈かたち〉のうちのひとつにすぎないこと」に気づくと、「出来ない理由を一〇〇並べる」志向から抜け出し、「出来る一つの方法を考える」という「成解」を模索する試行錯誤が始まる。このように、現状のシステムを変更不能な前提（＝正解）とせず、「正解」と「成解」のフィードバックと好循環の中から最適解を導きだそうとするシステム構築的視点を持つことによって、「世界の定立」を捉え直すことが出来る。これはある価値体系の中で「しかたない」「はずだ」とされている「構造的制約」を括弧に入れ、「根源的・包括的な先入見」そ

77) 竹端・前掲注 44) 154 頁。

のものと「たたかう」ことである⁷⁸⁾。

このような竹端氏の考え方は、まさに協働モデルにも当てはまる。協働モデルは「成解」を生み出す原理であり、絶えず「正解」を帰納的に書き換える役割を有しているのである。この点において、協働モデルは、「現状のシステムを変更不能な前提（＝正解）とせず、『正解』と『成解』のフィードバックと好循環の中から最適解を導きだそうとするシステム構築的視点」をその基盤としているのである。

このような関係性は、ジョン・ロールズ以降、法哲学における論争的となった「正義の優位（the priority of justice）」の観念に照らすと理解しやすい。「正義の優位」とは、「人々が多様な善き生の構想を追求する多元的社会において公正な協力枠組を設定する正義原理は、かかる多様な善き生の特殊構想のいずれからも独立に正当化可能であると同時に、いずれに対しても制約性をもたなければならないとする要請」⁷⁹⁾をいう。つまり、「多元的社会においては、政治体の構成原理が自己の視点からだけでなく自己と善き生の構想を異にする他者の視点からも受容可能でなければならない」のであり、自分の善き生を一方的に押し付けることは、「特殊な善き生の構想に依存しているがゆえに、それと異なる善き生の構想を追求する人々に対して公正ではない」のである⁸⁰⁾。

これと同様に、当事者の能力や可能性を支援者や第三者が決めて押し付けるようなことは、その支援者や第三者の「善き生」を当事者に押し付けることになるのであり、これもやはり公正とはいえないのである。

(3) 協働モデルの普遍性

以上述べてきたように、協働モデルは制度や手続のどこか一部分についてのみ当てはまるものではなく、制度・手続を通して貫かれるべき原理である。長

78) 竹端・前掲注 44) 170 頁。

79) 井上達夫『法という企て』（東京大学出版会、2003 年）240 頁。

80) 井上・前掲注 79) 241 頁。

所基盤モデルが第1段階から第3段階まで区別し、第1段階は司法や弁償に着目したのに対し、協働モデルの実践は、すべての過程が連続的に・不可分的に連なるものであり、協働モデルの精神はすべての手続において反映されなければならない。このような協働モデルの普遍性は、これまで協働モデルについて説明してきたことを思い返していただければ理解できるであろう。

(4) 協働モデルの再定義

当初私の経験から導かれた協働モデルとは、①その人の能力と可能性に着目した支援の在り方（第1テーゼ）であり、②当事者との協働に基づいた互助できる関係づくりを必要不可欠とするもの（第2テーゼ）であった。しかし、これまで協働モデルについて示してきたところからすれば、この協働モデルは再定義を必要とするであろう。既に述べてきたように、協働モデルの本質的要素は第2テーゼであり、第1テーゼは第2テーゼから導き出される1つの「成解」にすぎない。

そうすると、協働モデルは次のように再定義できる。すなわち、協働モデルとは、当事者との協働に基づいた互助できる関係を基礎として、互いの「無力さ」や「弱さを」を受け入れて「自分から変わる」という実践を第三者を巻き込んで行っていく相互変容過程である。

それでは、この協働モデルを実現させるためにはどのようなことが求められるのか。次章以降はこの疑問を検討していきたい。

第三章 現状分析

協働モデルの実現を目指すためには、現在の刑事司法がどのような状態にあるかを把握しておかなければならないだろう。本章では、私の経験をもとにして、インタビュー調査等から見てきた現在の刑事司法の姿を明らかにしたい。

1 序論

近年、再犯が特に問題視されており、様々な取組みも行われるようになっていく。再犯に関する研究も活発化しており、近年では、「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（厚生労働科学研究・田島良昭研究代表）や「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（厚生労働科学研究・田島良昭研究代表）が注目を集めている。こうした状況の中で、本章では、これまでの研究に欠けていたと思われる観点を指摘し、その点についての考察を試みたい。これまでの研究の主な焦点は、司法と福祉の連携や刑事司法制度の在り方などの制度的な観点であったように思われる。本章では、制度の在り方という視点を離れ、制度を担う人という視点から考察を進める。

このような観点からの研究は皆無ではないものの、決して豊富になされてきたとはいえないように思われる。したがって、考察を進めるにあたっては、先行研究に触れながらも、私が行ったこれまでのフィールドワークの結果が中心になる。本章では、法テラス長崎法律事務所の弁護士である佐田英二氏をはじめとする弁護士の方々や長崎でお世話になった様々な方々の話に基づいて法曹の意識の現状把握を行い、その分析を行っていく。

今回の調査で明らかとなったのは、法曹（裁判官、検察官、弁護士）における更生保護への関心の低さや無力感である。これらの原因となっているのは、更生支援における法曹の不適合性である。本章では、こうした問題点をインタビュー調査から炙り出す。

このような問題意識を私がもったのは、自分自身の過去の経験からにほかならない。それは、かつて私が弁護士に対して、罪を犯した人の社会復帰支援がしたいといった時の弁護士の反応である。「犯罪者を支援したって何も変わらない。彼らは生まれつき犯罪を犯すような人間なのだ。罪を犯した人の支援をしたいという理想には賛同するが、それは弁護士にはできない。」といわれたこともある。またある弁護士には、「刑事弁護はやめて渉外法務をやったほうがいいのではないか。事務所を維持するための費用を稼ぐだけでも大変だ。せめて刑事事件は1割くらいにしておいたほうがいだろう」ともいわれた。確

かに、私にそのようなアドバイスをくださった方々は、きっとご自身の刑事弁護の経験をもとに語ってくださっているのだと思う。多くの弁護士が刑事裁判を経験して行くと共に、弁護士には何もできない、結果は変わらない、と思うようになり、刑事弁護から遠ざかっていくのだという⁸¹⁾。こうした自身の経験から、更生支援の真の問題点は、制度そのものよりも、法曹の意識にあるのではないかと考えるようになったのである。

そこで、以下では、第一章で紹介した長崎モデルをめぐる、長崎県内の法曹の意識を出発点として、現在の刑事司法の姿を描き出したい。

2 長崎モデルに対する法曹の認識

第一章で紹介したような積極的な取組みがなされている長崎県において、私は何名かの弁護士から話を伺うことができた。このような取組みが行われている長崎県では法曹の更生支援への意識は高いのだろうと考えていた私にとって、その結果は驚くべきものとなった。

ある弁護士は、「南高愛隣会の活動について知っている弁護士は長崎県内でも1～2割なのではないか」と話す。法テラス長崎法律事務所の弁護士である佐田英二氏によれば、「更生保護の仕組みを理解している弁護士は決して多くないと思う。定着センターのことを知っている弁護士も一部にとどまるのではないか」とのことだ。その結果、弁護士は定着センターへの相談を躊躇してしまっているのではないかとと思われる。

そのほか、いろいろな方から話を伺っていくと、長崎モデルに対して周囲は一定の距離を置いているという感想を抱かざるを得ない。寄り添い弁護士として長崎モデルに関わる黒岩英一氏がいうように、「南高愛隣会が突き抜けてしまっていて、周りがついていけない」というのが現状なのであろう。「長崎モデルに対する弁護士の知識が足りていない。弁護士会による周知も足りておらず、福祉の支援につなげられるかどうかは、制度を知っている弁護士に出

81) 浦崎寛泰「更生に寄り添う弁護」『法学セミナー』718号29頁。

会えるかという運にかかってしまう」と黒岩氏はいう。「本来的な定着センターの役割は出口支援であって、入口支援は厚生労働省のモデル事業として南高愛隣会が行っているというのが現状。しかし、多くの弁護士は定着センターの本来の役割が出口支援なのか入口支援なのか混同しているのではないかと佐田氏がいのように、そもそも制度に対する理解が進んでいないという現状もある。さらに、「周知をしても制度の有効性に疑問がある人もいだろう」という。

このように、インタビュー調査を行っていくと、法曹一般の長崎モデルに対する意識は決して高いとはいえないということがわかってくる。積極的な取り組みをしている南高愛隣会がある長崎県でさえそうなのであるから、他の都道府県での状況は想像に難くない。

このような結果は、被告人の社会復帰までが弁護士の役割であると考えている弁護士は25%にとどまるというある調査結果⁸²⁾（図2）とも整合的である。その背景には、「弁護士が更生を意識すること自体を理解しようとせず拒否する反応があり、法曹が更生という視点を持つことが容易でない」⁸³⁾ ことがあると考えられる。実際に、弁護士に対して行ったアンケート調査では、刑罰の最も重要な目的を応報であるとする弁護士が最も多かったという結果が出ている⁸⁴⁾。

3 法社会学的分析

(1) 法曹の意識

以上のような現状認識を前提として、このような状況がなぜ生じているのかを検討していく。冒頭に述べたように、法曹の更生支援への意識という観点か

82) 浜井浩一「知的障がい者と刑事弁護 反省ではなく更生を意識した刑事弁護とは」『刑事弁護』77号168-169頁。図2はこのデータをもとに作成した。

83) 浜井浩一「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」田島良昭研究代表『触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究』（厚生労働科学研究）66頁。

84) 松村良之、木下麻奈子、太田勝造、山田裕子「裁判員制度と刑事司法に対する弁護士の意識」北大法学論集61巻1号520頁。

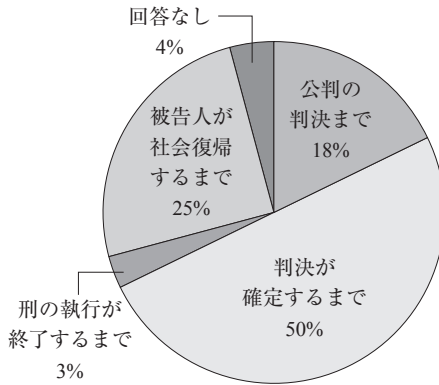


図2 刑事司法における弁護士の役割／関与はどこまでであるべきか

ら考察を行う。

私がこれまで多くの方から話を伺ってきて感じるのは、弁護士の権力に対する反発心の存在である。これはまさに弁護士という職業そのものに内在する問題であると考えられる。もちろん、権力だからという理由だけで国家機関等との連携を拒む弁護士ばかりではない。しかし、一部にはそういった考えが根強いことは確かであるように思われる。ある調査⁸⁵⁾では、『『在野法曹』としての自覚は、弁護士にとって重要である』と考える弁護士が約85%にもものぼるという結果(図3)が示されており、反権力の思想の現れであるといえる。弁護士という権力と闘うとされる立場に居続けることによって、反権力という視点が強調されてくるのではないか。このように考えると、再犯防止のために国家による罪を犯した人への関与が増えるとしたら、それはまさに反権力に反することになってしまう。弁護士の力のみで再犯防止が実現できれば話は別であるが、現状では国家機関による関与は不可欠であろう。そうすると、罪を犯した人々の権利を守ることを重視するあまり、国家が彼らの生活に介入することに対する抵抗感が生じているといえることができる。それは、治安という言葉や

85) 松村ほか・前掲注84) 522頁。図3はこのデータをもとに作成した。

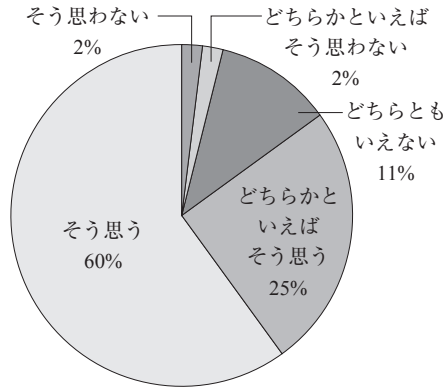


図3 『在野法曹』としての自覚は、弁護士にとって重要である

厳罰化に対する無条件での拒絶感につながっているものと思われる。このような状況では、議論が進まないだけでなく、議論のテーブルにすらついていないということになる。制度をつくる人間による議論も重要であるが、現場でその制度に関わる人間による議論がなければ、制度の効果的運用・改善は不可能であろう。今日の司法はまさにそのような状況にあるのではないか。

長崎モデルに関しても、最高検が関わっていることから、弁護士という立場上距離を置いている人もいるのではないかと想像される。この弁護士の立場性は、従来、権力によって人権を侵害された国民を守るために機能してきた。しかし、その在り方が誇張され、固定化されていくにつれて、不要な軋轢を招いているように思われる。反権力という立場は、国家組織等の行動等を批判的に検討することで実現できるはずであるが、このような反権力性への誤解が、更生支援への弁護士の関与をより遠ざけているといえる。

(2) 更生支援における法曹の役割の不明確性

さらに、弁護士が再犯防止について何ができて何ができないのかも不明確である。弁護士は法律のエキスパートであるが、更生に関することについては必ずしも知識を有しているというわけではない。また、法曹が更生支援に関わる

制度的基盤も弱い。法テラス長崎スタッフ弁護士の佐田氏が言うように、「刑事裁判においては、被告人の更生を考える弁護士は多い。しかし、裁判が終わってしまえば、弁護士は罪を犯した人と関わる土台を失ってしまう」。そこからあえて更生のために関わり続ける弁護士は多くはないのだろう。もちろん民事上の依頼等があれば関わるだろうが、弁護士費用が払えない人に対して、更生のためだからといって支援する弁護士は少ないのではないと思われる。それは、司法と福祉の連携を進めようとしているなかで、福祉職についても言えることだ。つまり、更生という分野は、弁護士にとっても福祉にとっても新しい領域である。

そもそも、これまで更生を担ってきたのは、保護観察所を中心として組織された、保護観察官と保護司である。しかし、通常第一審事件の終局総人員のうち保護観察付執行猶予判決を受けた者は約5%にすぎず⁸⁶⁾、仮釈放された者の保護観察期間は、その約80%が6か月以内であり⁸⁷⁾、保護観察は、ごく一部の者に対してごく短期間行われているにすぎない。ここ10年間、保護観察開始人員は減少し続けている⁸⁸⁾。それにもかかわらず、保護観察官や保護司は常に人員不足に悩まされている。これまで私が話を伺った保護観察官、保護司、刑務官、定着センター職員のほぼすべてが人員不足の問題を口にしていた。このような更生保護のシステムの不足が指摘され、南高愛隣会と最高検を中心として新たな取組みが開始されて数年経つが、弁護士が更生のエキスパートではないという状況は大きくは変わっていないだろう。

そうした現状において、果たしてどこまでの更生支援を法曹に期待して良いのだろうか。

裁判官や検察官が被告人に関わることができるのは、刑の確定までであって、それ以降は被告人と関わる制度的基盤を失う。では、現行の更生保護制度ではカバーしきれない範囲について、弁護士が関与すべきなのだろうか。はたまた、

86) 前掲注3) 51頁より算出。

87) 前掲注3) 78頁。

88) 前掲注3) 153頁。

更生を福祉に任せるべきなのであろうか。

私は、司法や福祉による更生支援には限界があることをはっきりと明言すべきであると考え。できないことはできないといわなければ、いつまでも達成不可能なことを現場に押し付けることになりかねない。弁護士は刑事弁護はできても、それは必ずしも更生とイコールであるわけではない。福祉も、福祉的支援はできても、更生支援は別の話だろう。そういった境界をあいまいにすることは、ただただ現場に無理を押し付けているだけだと思われる。これから必要な姿勢は、司法と福祉と更生との境界をあいまいにすることではなく、むしろ、その境界を探ることであろう。司法と福祉がそれぞれできることを各自の手段によって解決していくことが、もっとも更生支援として成熟した形態なのではないか。

そう考えると、問題は、本来の司法と福祉の分野でできることを行うことにより、更生支援が十分になされたといえるか、である。司法ができることは、刑事責任の重さを考慮に入れた上で、さらに、特別予防の観点も加味して刑罰を決めることである。その中で、弁護士は、更生支援計画を立てたり、生い立ちを明らかにすることによって、適切な刑罰へ導くことである。一方、福祉ができることは、執行猶予となった者や刑務所を出所した者に福祉サービスを提供することである。それでは更生のために十分でないことはすでに指摘されているとおりであり、現在様々な試行が行われている。現在の取組みは、評価すべき部分を含むものであるが、本来の司法と福祉の境界をあいまいにする点、司法と福祉の本来の在り方との矛盾を含んでいる点で賛成できない。定着センターは司法と福祉とをつなぐ役割を有するものとして、不可欠の存在であるとは考えられるが、司法と福祉ができない部分をすべて埋めるものではない。また、罪を犯す人のすべてが福祉的支援を必要としているわけではないだろう。司法と福祉の連携が効果を発する場面は、決して少なくないが、それでも、まだ不十分である。

このように考えると、司法は司法としてできることを、福祉は福祉としてできることをやっていくという以外に道はないように思える。更生支援は、その

どちらも完全に網羅できる分野ではない。

(3) 司法と福祉の連携

こうして、司法と福祉がそれぞれのできることをやっていくということになると、司法と福祉がどのように橋渡しを行うかが重要となってくる。現在において司法と福祉の連携はうまくいっているのだろうか。長崎での経験をここで振り返ってみたい。

a 福祉の司法に対する近づき難さ

私は長崎でフィールドワークを行うに当たって、司法と福祉は互いに過剰な期待をしてしまっているのではないか、その結果、相手ができないことまで押し付けてしまっているのではないか、したがって、司法と福祉には何ができて何ができないのかを明らかにする必要があるのではないか、という仮説を立てていた。しかし、長崎で感じたのはその逆であった。

「司法（特に弁護士）と福祉の関係は過剰な期待をしているどころか、連携していいかをためらっている。どの問題を弁護士に依頼したらいいかを福祉側が把握していないのもある」と法テラス長崎法律事務所のスタッフ弁護士である佐田英二氏は話す。このような関係性は、司法と福祉のよって立つ視点が異なることから生じているという。つまり、「福祉職の人間は事柄を関係性の枠で捉えるのに対し、弁護士は依頼者との関係で物事を捉える」ということだ。また、法テラス千葉法律事務所のスタッフ弁護士である遠藤直也氏は、「そもそも、司法側と福祉側では、出所者に対する関心が根本的に違います。司法側としては、“再犯防止”、福祉側としては、“人生のやり直し”という部分に主眼が置かれています。」⁸⁹⁾と語っている。そこでも「弁護士は一時の関わりだが、我々は引き受けたら一生の関わりなんだ。」という福祉側の言葉が紹介されているように、物事を“点”として捉える司法と、“線”として捉える福祉の視点の違いがギクシャクした関係を生んでいるものと思われた。

89) 法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp/houteraspirits/article01_01.html（最終閲覧日 2015 年 2 月 21 日）。

また、司法と福祉が連携しようとしても両者が距離を縮めることを阻害していたもう1つの理由を地域ケア推進研修会に同席したときに感じた。その研修会は身寄りのない高齢者の方を福祉や周辺住民がどのように支えていくかをロールプレイングをしながら考えるものだったが、福祉職の方々とのディスカッションでは、その高齢者をどうやって福祉と地域とが支えていけばよいかが主に話し合われた。その後、佐田氏が法的観点からの事案の整理を求められたとき、佐田氏は契約は意思と意思との合致があれば原則として成立し、契約書等の書面は不要であるということを説明した。その時、福祉職の方々が「そうだったのか。」という顔をされた後、ペンを一斉に動かし始めたのを覚えている。法律を学んだことがある者にとっては当然であることも、そうでない人にとっては当然ではないのだと、私が法律を学び始めた時の感想がよみがえってきた瞬間だった。「法律家の使う言葉はもはや外国語と同じ。福祉の人が使う言葉と法律家の使う言葉は違う。協働するためにはまず共通の言語を獲得するところから始めないといけない。」ということを経験でお世話になったある方から聞いたとき、ここで改めて相手が法律のことを理解しているつもりになってはいけないな、と感じた。法律家として自分の使っている言葉が相手にとっては外国語同然であるという意識の欠如が、司法と福祉の距離感を生じさせた理由の1つであるのかもしれない。司法と福祉の距離感の原因は、司法の福祉に対する距離感よりも、福祉の司法に対する距離感・近づき難さの方が大きいかもしれない。そうした福祉側の感覚を変えるためには、法律家が、自らの用いる言葉の難しさを意識するところから始めなければならないのだろう。そして、相手の理解度に合わせて話をするができる能力を磨く必要がある。「相手の顔を見ながら相手がどこまで理解しているかを判断して話すことが重要。こういう相手の顔を見て話すことを繰り返していくことでだんだん相手がどこまでわかっているかが判断できるようになってくる」と佐田氏はいう。

その佐田氏は弁護士会の事業として弁護士と福祉職の勉強会を行っている。その勉強会での福祉職の方の感想を読ませていただいたところ、多くに弁護士に対するイメージが変わったということが書かれていた。これまで雲の上の存

在で何をしているかわからなかった弁護士が、実はこんなにも近く感じられる存在だとは思わなかった、今度何かあったら相談してみようと思う、という内容だったかと思う。佐田氏は、「福祉職の方々に、弁護士の存在によって日々抱えている問題を解決するカードが増えたと感じてもらいたい。福祉のネットワークにも弁護士を入れてもらえたら」と話す。福祉はつつい自分たちで問題を抱え込んでしまいがちであるということだが、法律についてすべて理解してもらわずとも、こういう問題は弁護士に相談すればいいのだとわかってもらえれば、問題解決はよりスムーズにいくようになるのであろう。

b 司法の福祉に対する近づきにくさ

これまで福祉の弁護士に対する近づきにくさについて記述してきたが、弁護士の福祉に対する距離感もあるようだ。既に紹介したが、「更生保護の仕組みを理解している弁護士は決して多くないと思う。定着センターのことを知っている弁護士も一部にとどまるのではないか」という佐田氏の発言や、「南高愛隣会の活動について知っている弁護士は長崎県内でも1～2割なのではないか」というある弁護士の発言からは、弁護士の更生保護、社会復帰に対する関心の低さが窺われる。それは、被告人の判決後には弁護士が被告人と関わる素地がなくなってしまうというところからきていると思われる。弁護士は定着センターへの相談を躊躇している印象があり、弁護士が福祉に対して相談・働きかけを行うということは決して多くはないようだ。このような状態が福祉の弁護士に対する近づきにくさを生んでいるようにも思われる。

c 連携の本質とは

さらに佐田氏の活動から学んだのは、連携とはあくまで人と人との関係性の中でしか生まれえないということだ。上述した司法と福祉の勉強会における福祉職の方の感想を読んでいると、その勉強会を通して弁護士が身近に感じられた、今度は弁護士に相談してみようと思う、という感想の中に書かれているその弁護士は佐田氏なのである。つまり、弁護士一般に対するイメージも変わったのかもしれないが、いざとなった時に相談できるのは、自分が実際に会って話したことのある弁護士であるということだ。弁護士であればだれでも相談しよう

というのではない。個人的な信頼関係というものが連携におけるもっとも基本的な部分にあるということがわかる。そうだとすれば、連携において最も重要なのは、お互いがこれまでどれだけ信頼関係を築いてこられたか、交流をどれだけしてきたかということになる。佐田氏はこのような観点から、勉強会の後には必ず懇親会をやるようにしており、今年になってからは懇親会を毎回行えるようになったという。ただ「最終的に目指すのは組織と組織との連携です」と佐田氏が話すように、人的関係性を基礎として組織間における連携にまで広がっていくことが望まれる。

d アウトリーチの重要性

また、司法と福祉の関係について、山谷での経験と今回の長崎での経験が強く結びついたことがあった。それは、「弁護士によるアウトリーチ」という言葉を読んだ時だった。アウトリーチとは、待っているだけでは問題は解決できない、自分から周りの人にアプローチしていくことで問題を発見し解決していくということだと私は理解している。私がアウトリーチに初めて出会ったのは、山谷で路上生活者支援のボランティアを行っていた時だ。そこではアウトリーチとして弁当を持って、路上生活者のテントが多く並ぶ河川敷まで行き、弁当を届けながら健康状態の確認等を行っていく。弁当はいつもある場所で配っているのだが、人間関係や健康上の理由からそこに来ることができない人に対してこのような活動を行っている。この活動の重要な点は、食事を届けるということに加え、そこにいる人が今日1日を生きていけるのかを確認するところにあると考えている。以下は山谷でのアウトリーチを紹介する文章の一部である。

アウトリーチは、＜アグレッシブ・ケースワーク＞の具体的な方法であり、山友会に来ることが出来ない多くの人々、あるいは山友会の活動をまだ知らない路上生活者に対して、こちらから積極的に出かけて訪問することで、生活上の様々な相談に応ずることが可能となります。私たちはアウトリーチという支援活動を通じて生まれた信頼関係を大切にしています。

相談内容は様々ですが、私たちが常に心がけていることは「相談者のニーズ

に耳を傾け、相談者自身の決定を尊重し、明日以降の生活に希望を持って自ら歩んでいただく」ということです。そのために、山友クリニックや相談室と連携して継続的なケアを行っています⁹⁰⁾。

もちろんこのアウトリーチによってすべての人を救うことができるわけではない。私がアウトリーチに参加したとき、元気があまりなく、食欲がないという方がいた。私たちは彼を心配し、大丈夫ですか、と声をかけたのだが、大丈夫だとの返事。その時はパンを2袋置いてその場を後にした。しかしその数日後、その方が亡くなったと他の方から聞くことになった。あの時病院に連れて行ってあげられていればと悔やむこともあった。しかし、そういうことがあるからこそ、アウトリーチはやはり重要なものだと感じるのである。アウトリーチをしなければそういう人がいることさえ知ることができないのである。

このようなことは司法と福祉の連携においても違いはないのではないかと思う。弁護士に相談したくてもできない人、弁護士に相談すべきことであると気づいていない人がきつと多いであろうということは、司法と福祉の連携について長崎で勉強させていただいたところからも想像できる。これまではそうした人たちを福祉が何とかして支えようとしてきたのではないだろうか。しかしこれからは弁護士がそうした人たちに対して積極的にアプローチしていくことによって、本来法的に解決できる問題を弁護士と共に解決していけるようにしていくべきである。ただし、山谷におけるアウトリーチと異なるのは、弁護士が依頼者となりそうな人に直接アプローチをかけるということは現実的に難しく、弁護士によるアウトリーチのためには福祉職の援助が必要不可欠だという点である。そこで、上述したような福祉職の弁護士に対する近づき難さを何とかして解消していく必要があるのだと考える。佐田弁護士が行っている活動はまさにそのための活動なのである。

以上のように、司法と福祉の連携は決してうまくいっているというわけでは

90) 山友会ホームページ <http://sanyukai.or.jp/outreach.html> (最終閲覧日 2015 年 2 月 21 日)。

ないように思われる。また、弁護士によるアウトリーチの試みはまだ始まったばかりであり、依然として、事務所に事件が来るのを待っているというスタイルが多いのではないかと。司法と福祉がそれぞれできることをやろうとしても、連携がうまくいかないことにより、その試みは頓挫しかねないような状況にあるのではないかとと思われる。

（4）支援の実践から見た法曹

そして、協働モデルの観点からも、法曹が更生支援に関わるのには大きな壁があるといえる。

刑事裁判という場合は、明らかに権力関係に基づいている。裁判官、検察官、弁護士のどの法曹でも、犯罪者との関係は権力関係にある。被告人と裁判官・検察官とは、国民対国家の関係であり、必然的に権力的上下関係が内在する。被告人と弁護人とでは、国家権力的上下関係はないものの、社会的な権力関係が存在する。それは決して協働という関係性にはない。制度上協働ということは予定されていないのである。

それはなぜだろうか。協働モデルを刑事裁判に直接当てはめようとするればその答えは簡単に出る。もし裁判官や検察官、弁護士が被告人と協働するパートナーであろうとしたらどうなるか想像していただきたい。刑事裁判において、法曹が「問題の一部は自分自身」という意識をもち続けようとしたら、刑事裁判は混乱をきたすのではないかと。つまり、誰も被告人を裁けなくなるのではないかと。

ある弁護士が私に話してくれた、その人が司法修習を経て弁護士になった理由は、その本質をついているように思われる。

司法修習中に、窃盗容疑の被疑者を取り調べる機会があった。被疑者は暴力団に所属していたので、なぜ暴力団に入ったのかを聴くことになった。その被疑者は両親に見捨てられ、親戚を頼ったが、誰も助けてくれなかったという。その時に援助の手を差し伸べてくれたのが近所に住んでいた若い男性だった。その男性が暴力団のメンバーだったのである。その被疑者は妹と自分が生きる

ために暴力団に入った。そして、窃盗を行ったのだという。

その話を聴いた当時司法修習生だったその弁護士は、検察官や裁判官にはならないと決心したのだという。もし自分がその被疑者のような境遇で育っていたら、自分も罪を犯していただろう。自分はたまたま良い環境に育ち、こうして司法試験にも受かったが、それはほんの偶然にすぎない。自分も少し環境が違えば、罪を犯していたかもしれない。そう考えた時、その弁護士は、被疑者を責めようとは思えなかったのだという。被疑者が罪を犯したのは被疑者が悪いのか。自分は正義であり、被疑者は悪だと本当にいえるのか。その時、弁護士になることを決めたのだそうだ。

この弁護士が司法修習中に経験したことは、まさに「グレーな領域で互いの立ち位置を手探りでたしかめている状態」だったのではないだろうか。このような状態で、誰が被告人を裁けるのだろうか。

しかし、このような疑問は弁護士には当てはまらない、というわけではない。弁護士が被告人を弁護する際に持ち出す被告人の「無力さ」や「弱さ」は、決して前向きなものとは限らず、情状を少しでも良くしようという動機が多くを占めるように思われる。弁護士は、被告人を弁護するのであり、「問題の一部は自分自身」であることは、弁護士が被告人の弁護の場で自分自身を弁護するということになりかねない。被告人を弁護する際にそのような意識をもっている弁護士は極めて少ないだろうし、それを要求するのはいささか酷であろう。

本来、刑事手続における法律家の役割は、被疑者・被告人が行った行為を評価し、各自の立場からその評価を正当化する法理的理論を構成することである。そして、法律家が評価の対象とする行為は、もちろん犯罪行為である。つまり、常々法律家は犯罪行為という社会的に避難されるべきものと向き合っている。それと同時に、犯罪行為を行った被告人という社会的に避難されるべき人間と向き合っている。このような関係性の下で、当事者との対話を繰り返し、「弱さの集合体」を形成していくことは困難であると考えられる。

そうすると、協働モデルにおけるすべての実践を法曹に任せることは困難であるということになる。ただ、協働モデルにおける実践の一部を法曹が担って

いくことは十分に考えられる。実際に、更生支援に取り組んでいる法曹もいらっしゃるのだろう。しかし、現在の制度の下では、彼らの想いがどれほど実現できているのだろうか。彼らが感じているのは、更生支援に関わる人の少なさや無力感なのではないか。更生支援に関わる法曹のこうした努力を無駄にしないためにも更生に資する制度の構築が目指されなければならない。

(5) 更生に資する制度とは

このように検討してみると、法曹の更生支援に対する意識が低い理由は、法曹は更生支援の分野においては、役には立てないだろうという無力感にあるのではないだろうか。それは、現在の刑事司法制度と更生支援に関わろうとする法曹の意識に齟齬が生じている状態であるということができる。長崎の調査支援委員会をめぐってもこうした齟齬は生じている。

ある弁護士は、弁護人を務めることとなった事件で、調査支援委員会に審査を依頼した。軽度の知的障がいがある被告人による下着泥棒の事件で、定着センターには被告人の義姉がその弁護士よりも先に相談していた。義姉の相談に基づき定着センターは被疑者と面会をするが、本人は福祉に行くことを拒否する。何度か定着センターが説得するが本人の意思は変わらなかった。義姉の定着センターへの積極的な働きかけによって、定着センターが主導的に動いて調査支援委員会での審査をすることになる。そして、委員会の報告書には、被告人の行為がエスカレートしていたという被告人が認めていない事実や再犯可能性が極めて高いこと等が書かれていた。弁護人としての立場とは相容れないことから、その弁護士は報告書を証拠調べ申請することはなかった。結局、執行猶予判決後、定着センターの説得により福祉施設に入所することとなった。

このような定着センターの被告人本人の意思を十分に反映していない活動や報告書での不適切な言及があったことから、その弁護士は調査支援委員会について改善すべき点があるのではないかという。まず、「調査支援委員会が再犯可能性まで判断できるのか。再犯可能性の判断は裁判所が行うものであって、委員会にその判断を行うことができるのだろうか」という点である。次に、

「本人が認めていない事実を報告書に記載されてしまった。報告書は、捜査機関側の資料に基づいて作成されるため、そのみをもとに事実を認定することには問題がある」。そして、「調査支援委員会の中立的な立場は弁護人の立場性とは相容れない部分がある」。また、「今回は福祉施設に入所させることが前提に動かれてしまった。本人の意思に沿って福祉施設ではなく自宅でがんばるという調整の仕方がなかったのだろうか」ということである。整理すると、①報告書の専門的裏付け、②調査支援委員会の立場と弁護人の立場の違い、③弁護人としての役割に対する意識の相違、という点に問題があると思われる。①についてはかねてより報告書が刑事裁判の処分についても言及することがあることについて強い批判があったところである⁹¹⁾。②については、調査支援委員会は弁護人を通して報告書が裁判に提出される前提であるのに、捜査機関の資料のみを前提とし、中立的立場を謳う点で現在の制度と整合性がとれていない感が否めない。③については、福祉的支援について弁護士がどこまで関わるかが弁護人として役割なのかということに対する各弁護士の意識の差と、本人が福祉施設に行くことを拒否しているのに、施設に行くように説得するのは弁護人の立場からはできない、という2点が含まれているように思われる。前者については、福祉的支援を受けることが量刑上あまり考慮されていないという指摘もあるところである⁹²⁾。このように、調査支援委員会は弁護人にとって使いやすい制度とならない場合があるということのようだった。

ここから理解されるのは、再犯の原因は、更生支援における法曹の努力や想いが実現されない制度にある。さらにいえば、法曹に対する過剰な期待でもある。それに加え、福祉も更生支援において十分な手段をもち合わせていないことや、更生保護システムの機能不全等、これまで検討してきたところからすれば、再犯が増えていくのは当然であるといえるだろう。これまでの取組みは、更生

91) 松井洋「刑事判例研究」『警察学論集』66巻11号189頁以下。

92) 我藤諭＝浜井浩一「被疑者・被告人となった高齢者・障害者への弁護活動と弁護士の意識調査」龍谷大学矯正・保護総合センター編『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報No.3』（現代人文社、2013年）111頁。

支援において誰が責任をもつべきかという点があいまいにされ、その結果、誰も責任をもたないという事態を招いてきたように思われる。保護観察の対象とならず、又はごく短期間しか保護観察とならなかった者にとって、刑事司法は無責任な国家的放置にすぎない。これが再犯の最も重大で、責められるべき原因であると考ええる。

4 総括

以上検討してきたところにより、再犯の原因は更生支援の責任の所在が不明確であることに求められる。それは、各分野における本来の役割が軽視され、直面する問題に振り回されてしまった結果であろう。現在進む司法制度改革においては、このような本来の役割と能力という視点が忘れられてはならない。

問題の所在として提示した、法曹の更生支援に対する意識の低さについては、その問題は制度のほうにあり、非難すべきことではないのかもしれない。しかし、そのままでは再犯の問題は解決しない以上、更生支援に対して責任を負う者を明確にし、その者と法曹との協働を目指していく必要がある。

こうした制度の不具合を意識することなく議論が進んできてしまったために、法曹に対する更生支援への過剰な期待が生まれたのではないか。その結果、現場は葛藤を重ね、打開案を模索するものの、何をすればよいのか、何ができるのかわからず解決に向かっていないのだといえる。このような焦燥感や無力感が、法曹の更生支援に対する無関心を引き起こしているのではないかと考えられる。その結果、刑事裁判へ更生の視点が反映されず、支援が不十分なまま被告人は社会に戻り、再び罪を犯すのではないか。このような負のスパイラルから脱却しない限りは、効果的な更生支援は実現できないのではないだろうか。負のスパイラルから脱却するためには、上述した視点からの抜本的な制度改革が必要であるように思われる。

第四章 協働モデルの実現に向けた試論

1 更生のエキスパート

それではどうすべきか。司法と福祉がそれぞれできることを尽くしたうえで解決できない問題はどうか対処すべきなのか。私は、逮捕から出所後まで継続して更生に関わる担当官が必要だと考える。更生のエキスパートが刑事裁判や福祉サービスを受ける際に支援していく必要がある。それは、司法と福祉と更生の協働である。現在地域生活定着支援センターが担っている役割も、更生のエキスパートが担うべきであろう。これまで欠けていたのは、一貫した継続的支援であり、特に司法は、刑事手続の後のことを考える視点であった⁹³⁾。現行の制度において、裁判官や検察官、弁護士に、自分が関わらないところまで考えて判断しろというのは、無理があるのではないかと。知っていることと理解していることは別であり、さらに、理解しても共感がなければ行動には移せない。更生の現場を実感していなければ、共感は困難なのではないか。更生の現場を知り、その困難を知る更生のエキスパートとの協働があつてこそ、更生の視点が真の意味で刑事手続に反映されるのだと思う。

このように考えると、既存の様々な制度や取組みがこの更生のエキスパートのなすべきこととして1本化できるようになる。調査支援委員会や地域生活定着支援センターがこれまで担ってきた入口支援、出口支援も1つの機関が行うようになる。また社会内訓練事業や福祉的支援協力事業所協議会の中心となり、多機関の連携も促進していくことができる。このように、これまで、各制度が問題点ごとに存在していたことにより、死角となっていた部分を、更生のエキスパートを幹とした一貫した制度を構築することによって、全体を見渡せる支援を行うことができるはずである。これまでの支援が足りない部分を対処療法的に補おうとしてきた、いわば空いた穴を塞ぐ制度設計から、根本治療を行う、穴が空かないようにする制度設計へと転換していく必要がある。更生のエキス

93) 浜井浩一「厳罰から司法と福祉の連携による再犯防止へ 地域生活定着センターの誕生と課題」『刑事弁護』79号196頁。

パート構想はまさにこうした制度設計への試みである。

協働モデルという視点から、更生のエキスパートを考察してみる。まず、更生のエキスパートは、被疑者・被告人と向き合い、対話を繰り返すことによって、本人の本音を聴くことが望まれる。更生のエキスパートからみれば、被疑者・被告人は、処罰の対象ではなく、「自分から変わる」ためのパートナーである。そして、刑事手続を通して対話し、多くの被疑者・被告人と向き合うことにより、協働により本人と共に相互変容していくことについてはどの法律家・福祉職よりも長けた存在となるであろう。地域との共生という観点でいえば、福祉施設に入れるという発想ではなく、本人の能力が生かせる場所を探すことに重点を置く更生のエキスパートにより、本人が必要とされる場所へと帰住先調整等を行うことが期待できる。偏見や差別という点では、何人もの被疑者・被告人と向き合い、対話を繰り返してきた更生のエキスパートであれば、偏見や差別を抱くということはないのではないかと。偏見や差別というものは、本人と接し、声に耳を傾け続けることによってなくなっていく。それは山谷で私が体験したことであり、当事者と接していくことによって、路上生活者や生活保護受給者に対する恐れのような感情は消滅していった。

そして、更生のエキスパートがもし全員国家公務員であるとしたら、国民対国家という権力関係は残り続ける。真の協働を目指すのであれば、少なくとも、更生のエキスパートの一部は、民間人が担当すべきである。さらにいえば、以前罪を犯したことがある人が担当すべきであると考えている。もちろんその適正については慎重に判断する必要があるが、協働や互助という観点からいえば、支援者と被支援者の互換性をここで実現することができる。罪を犯し、そこから更生を果たした者であるからこそできることがあるのではないかと。権力関係に基づく支配の関係ではなく、協働の関係を築いていくためには、この方法しかないと思われる。これはまさに「傷ついた癒し手」の発想である。

そして、更生のエキスパートは、更生のエキスパートとしての資質を見抜き、エキスパートへのリクルートを行う。そして、更生のエキスパートとなった人は、そこに役割を与えられ、罪を犯した人と向き合っていく。そうした中で自

らも学び、成長し、更生を果たしていき、他人の更生をも支援していく。こうした好循環がそこには生まれてくる。社会からの差別や排除により、負のスパイラルへと陥り犯罪を繰り返していた状況から、このような好循環へと導くことができる。それは、能力を発見し、伸ばすことを本人との協働で行っていくからこそのことなのである。これはまさに、序章で述べた、「悪循環サイクルに囚われた枠組みからの離脱は、異なる循環サイクルへの移行によって成し遂げられる、という人間の成長ステップ」⁹⁴⁾ そのものなのではないだろうか。

2 他の機関の立ち位置

このように更生のエキスパートが社会復帰まで当事者と協働を続けていくというモデルにおいては、他の機関にはどのような機能が要請されるか。

これまで述べてきたように、法曹が協働モデルの実践を行っていくのは困難である。そうすると、法曹に求められるのは、協働モデルの実践というよりも、むしろ、協働モデルへの橋渡しであるといえよう。更生のエキスパートと法曹三者との関係性はそれぞれ異なる。まず、裁判官は、刑事裁判を通じてどのような判決をなすことが被告人の更生にとって有効であるかを更生のエキスパートと相談し、検討していくのみではなく、勾留の可否の判断等でも更生のエキスパートとの協働が要請される。検察官は、取調べ時の更生のエキスパートの立会いや、起訴不起訴の判断や求刑の判断において更生のエキスパートとの協働が要請される。そして、起訴猶予にする際には、その後の帰住先等の調整が更生のエキスパートの役割となるだろう。現在いくつかの検察庁で行われている社会復帰支援室の取組みも、更生のエキスパート構想に一元化されることになる。ただ、社会復帰支援室の取組みにおいても問題となりうるように、社会内復帰を期待して起訴猶予とし、帰住先を調整したのに、本人が帰住先に帰住しなかった場合にどうするか、という問題がある。現在の社会復帰支援室はそのまま放置するか、起訴するかを判断を迫られることになる。更生のエキス

94) 森・前掲注11)。

パート構想においてもそのような状況になることは否定できないが、当事者が帰住先に帰住しなかったということの意味がこちらでは明確になる。それは、きちんとした対話に基づく協働ができていなかったということである。そこで、更生エキスパート構想では、その場合に、もう一度当事者にアプローチすることが許されてよいと考える。すぐに対話ができる関係性ができるわけではないのであるから、長い目で関係性づくりに取り組むことができる環境を整える必要があるからである。それでも、うまくいかない場合、更生エキスパートには反省が求められる。こうした試行錯誤を繰り返す中で、更生のエキスパート自身も「自分から変わる」ことにより、相互変容過程の中に身を置くことになる。さらに、弁護士は、更生エキスパートと協働する中で、本人の希望をどのように実現していくかを相談し、裁判だけでなく、民事上の問題等について、何を弁護士が行うべきかを探っていくことになるであろう。福祉が関わる場合であっても、本人の要望に沿った支援を行っていくうえで、どのような援助の在り方が望ましいかを更生エキスパートと相談しながら探っていくことになる。

このように、社会復帰まで更生エキスパートが関わることによって、裁判官、検察官、弁護士、福祉が当事者との協働に向けて変容していくことになる。これにより、当事者との相互変容にとどまらず、刑事司法や福祉を巻き込んだ相互変容過程が始まるのである。こうして刑事司法に少しずつ更生の観点が反映されていくようになる。一時的な研修などでは、更生の視点が定着することは極めて困難であろう。更生のエキスパート構想における協働によって初めて刑事司法に更生という理念がしっかりと根付いていくのである。そうすれば、刑事司法にとっての「正解」を犯罪者に押し付けるということがいかに意味のないことであるかが実感として拡がっていくであろう。また、上述した法曹の無力感も、協働モデルが浸透していくことで、少しずつ更生支援におけるやりがいや役割を回復していくことで解消されていくのではないだろうか。かりいほでの実践のように、「生きにくさ」を抱えた人という視点で捉え、自らも変容してい良いのだと法曹が感じられるようになることによって、これまで硬直的であった刑事手続がより柔軟になり、法曹がより更生のことを考えられるよう

になっていく。協働モデルが浸透していくことで、法曹の更生支援への意識や努力が結果へと反映されていくような制度へと変容していくことが期待される。

ただ、こうした協働において注意しておくべきことがある。竹端氏は安富歩氏の議論を引用しながら次のように述べている。

ここには、福祉現場で昨今使い古された感のある「連携」の本質が隠されている。安富は、「違う人格がそれぞれに把握している『意味』が、相互に一致しているかどうかなど、原理的にわからない」、とはっきり言う。だから、「同じ何かを共有している」というのは、あくまで「思い込み」である、と。では、同じ目標の共有に基づいた多職種連携というのは、原理的に不可能なものなのだろうか。それは、「『同じ何かを共有している』という思い込み」という「同」の状態に陥っていないか、と気づくことから始まる。医師とソーシャルワーカー、行政職員と民生委員など、職種や社会的立場、そして個性も人格も違う人びとが、もともと「同じ何かを共有」している、というのは幻想である。でもそこに集う人々が、「相互に学習過程を作動させて」、相手の「投げかけるメッセージ」を「心から受け止めて自己を変革」しようとするならば、その「メッセージの交換」がその場に集まった人びと全体の中で相互作用化するならば、そこにはお互いの「相違を原動力として進む」「動的な調和」としての「和」が作動する⁹⁵⁾。

竹端氏の主張は、私が第三章において述べてきたことと重なってくる。それぞれの機関が「同じ何かを共有している」という思い込みに基づいて、相手が役割を担ってくれることを過剰に期待し、期待された側は役割を果たせずに無力感に陥る。裁判官は、また再犯に及ぶかもしれない思いながら判決を言い渡し、検察官による事件処理の幅も限界があり、弁護士が被告人に対してできることが決して多くはない。刑務所は、秩序管理維持が第一であり、柔軟な更生プログラムの実施には限界があり、出所後福祉につなげられたとしても、福

95) 竹端・前掲注 44) 58-59 頁。

祉が更生という面でできることは多くはない。こうした現状の中で、刑事司法に関わる多くの人が無力感に陥り、何をすればよいのかわからない、という状況になっているのではないか。

刑事司法や福祉を巻き込んだ相互変容を起こすことによって、こうした無力感を少しずつ解消することができるはずである。そのためには、やはり、相互の対話により「メッセージの交換」を行い、「相違を原動力として進」もうとすることが必要なのである。これも協働モデルのプロセスそのものである。

終章 更生とは何か

ここまでお読みくださった方には改めて説明する必要はないかもしれないが、本稿が依拠している人生観は、人は人から必要とされることで生きていける、というものである。本稿がこうした人生観を基礎として作り上げてきた協働モデルは、本稿の問題意識そのものを覆すことになる。つまり、犯罪者の更生や社会復帰のためにどうすればよいか、という問いそのものに疑問を向けるべきことになる。それは、「更生」や「社会復帰」とは何かということである。協働モデルに立つと、これまでの「更生」や「社会復帰」という概念はあまりなじまないのではないか。第二章3(2)でも紹介した障害者支援施設かりいほの「自分語り」の取組みは、私が「更生」や「社会復帰」という概念そのものを疑うきっかけとなった。

「自分語り」を通して見えてくるのは、「かりいほ」の利用者は「自分について語られてきたストーリーについて、あるいは自分に付されたイメージについて、納得しきれていないものを抱えているのではないか」⁹⁶⁾ということである。「問題のあるあなたに変わってもらわなければ、社会や福祉のなかには居場所はない」「更生し、社会適応しなければ福祉の対象にはできない」というメッセージ⁹⁷⁾では彼らを理解して支援することはできない。すなわち、「語られ

96) 佐藤・前掲注 63) 39 頁。

97) 佐藤・前掲注 63) 40 頁。

る主役が、外側から与えられた自分ではなく、あくまでも自分の言葉で語られる自分自身でなくてはならない」⁹⁸⁾のである。

これに対して、刑事司法はどうだろうか。今の裁判や弁護は「外側から与えられた自分」をどんどんつくっていつてしまっているのではないか。「問題のあるあなたに変わってもらわなければ、社会や福祉のなかには居場所はない」「更生し、社会適応しなければ福祉の対象にはできない」というメッセージ」を発してはいないか。このような裁判の在り方が罪を犯した人々が自己を振り返って生き直しをすることを妨げているのではないか。私にはそう思えてならないのである。この現状を脱し、「自分の言葉で語られる自分自身」を発見できる場を提供するきっかけとして更生エキスパート構想が機能するのではないかと考えている。もちろん、裁判の過程で「自分語り」をすべて行うことはできないから、「自分語り」のスタート地点になると考えるべきなのかもしれない。更生エキスパートに対してこれまでの人生を語ることによって、少しずつ「自分の言葉で語られる自分自身」を発見することができるのではないか。その結果、彼らの生き直しの支援がより効果的になされるのではないかと期待できるのである。

こうした支援論が提起する問題は、私が山谷で感じとった、支援は多数派の論理の押し付けであってはならない、ということとまさに一致する。「更生」や「社会復帰」は、社会の多数派の生き方や価値観を押し付けることとは違うはずである。かりいほが、「自分の言葉で語られる自分自身」の発見に注力しているのも、私と同じような問題意識に基づいていると思われる。

このように考えると、「更生」や「社会復帰」が必要なのは、犯罪者だけではないということになってくる。我々の社会にも「更生」が求められている。向谷地氏はソーシャルワーカーとして「精神障害者の社会復帰」の仕事に携わるようになったときのことを次のように記している。

98) 佐藤・前掲注 63) 40 頁。

当時二二歳の私は、しだいに「精神障害者の社会復帰」をはかるというワーカーとしての自分の立場に違和感を抱きはじめていた。なぜならば、統合失調症を病み会社を退職したり、希望の大学に入学したりしたものの、病を得て、深い挫折感を抱きながらこの過疎に悩む町に帰ってきた人たちが抱く、不安や退院後の生活の困難さの中に、私自身が初めて浦河の駅に降り立ち、眼前に建ち並ぶ朽ち果てそうな町並みをみたときに感じたわびしさや不安と同じものを見出したからである。

つまり、「精神障害者の社会復帰」とは、この町や病院という複雑な人間社会の中で、社会人一年目の私がどう生きていくかという切実な「私自身の社会復帰」と同じレベルの課題としてあったのである。……しかも、病気が回復するということと、人間が生きていく、ということが密接に関わり合うという実感を通じて、この精神障害者といわれる人たちの体験に学ぶことが、この地域の人たちにとっても有益であるとの思いが私の中に芽生えはじめたのである。それは、回復者の人たちの人生経験に深く学ぶことによって、「健常者」といわれている人たちの人生がより豊かなものになる可能性への気づきでもあった。

その意味で、この過疎の町で「精神障害者のみの社会復帰」は、きわめて非現実的な課題と感じられたのである。すべての人にとっての社会復帰、いわゆる「地域社会の社会復帰」という目標が、ここに与えられたのである。それは、「地域の人たちや、ドクター、ナース、ワーカーでも社会復帰できる場づくり」への挑戦であった⁹⁹⁾。

協働モデルが根ざす人生観は、犯罪者のみの問題ではなく、ここに生きる人たちがすべての人に当てはまる。そういう意味で、協働モデルとの出会いを果たした本稿の道のりは、「回復者の人たちの人生経験に深く学ぶことによって、『健常者』といわれている人たちの人生がより豊かなものになる可能性への気づき」であったのかもしれない。

そして、協働モデルが目指すのは、犯罪者のみの社会復帰ではなく、刑事司

99) 向谷地・前掲注51) 19-20 頁。

法や福祉、地域社会の社会復帰である。協働モデルの実践としての更生エキスパート構想は、裁判官、検察官、弁護士、刑務官等の犯罪者に関わるすべての人びとでも『社会復帰できる場づくり』への挑戦である。つまるところ、協働モデルとは、罪を犯した人々を社会に戻そうとするのではなく、彼らが戻りたいと思う社会づくりへの挑戦なのである。

最後に、これまで私の活動を支えてくださった多くの方々、私に新たな発見と気づきを得る機会を提供してくださった方々への感謝をここで申し上げたい。長崎でお世話になった佐田英二先生をはじめ、お話を伺った弁護士の方々、南高愛隣会の方々には大変お世話になった。特に、本稿を執筆するにあたって大変お世話になった原田國男先生と小池信太郎先生には改めてお礼を申し上げたい。原田先生には毎回励ましのお言葉をいただき、ご自身の刑事裁判官としてのご経験のお話は非常に刺激に満ち溢れたものだった。また、小池先生には、論文の形式面から内容面にわたって細かいところまでご指摘いただいた。ご両名のご指導がなければ、ここまで自信をもって本稿を書きあげることができなかったであろう。ご両名をはじめ、私がこれまでお世話になったすべての方々に本稿を贈ることで恩返しが少しでもできたなら幸いである。

各国の制度が制度疲労を起こし、数々の国内、国際的問題が次々と噴出している中で、これからの社会が少しでも人びとにとって生きやすい場所になっていくことを願いながら、ここで筆を置くこととしたい。